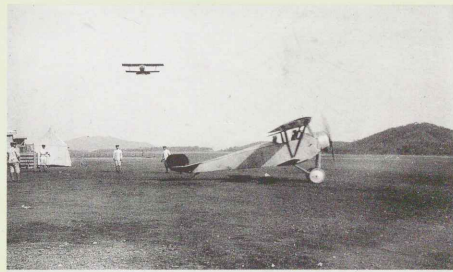
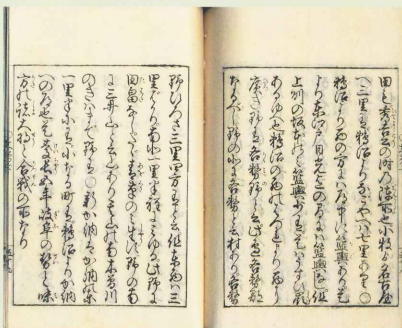


近代史料が語る各務野の歴史

—大砲演習場と各務原—



行飛艇の校理日藤 運行飛等 高村野 原々 藤各

各務原市歴史民俗資料館



発刊に寄せて

各務原市長 森 真

歴史にはロマンがあると存じます。そして、現代に生きる我々は、先人を振り返り謙虚な気持ちで歴史から様々なことを学ばなければなりません。そこには、古き良き日本、困ったときのアイデア、何よりも日本人として忘れてしまっはいけない心を改めて教えてくれます。

この各務野の地には、古くから人が住み独特の文化を形成してきました。このことは各務原市が、同じように大河木曽川に育まれた近隣の市町と協力して大いに力を入れている「木曽川学」の研究により明らかになってきています。木曽川の豊かな恵みに感謝をし、時にその流れに翻弄され、人々は川とともに暮らしてきました。

木曽川があることで、この地はいつの時代も交通の要所として人々の往来を見守ってきました。そして近代においては陸・海（この場合は川）・空すべての交通が整って特徴的な役割を演じてきました。これらが整う黎明期の貴重な資料をまとめたものが本報告書です。

史料をもとに歴史をひも解いていくと、当時の人々の生活や時代背景を、より詳しく知ることが出来ます。史料は、強い説得力を持って、私たちに語りかけてくるのです。ですから、歴史の研究において欠かすことが出来ない各資料はもちろん、それを体系的に整理した目録が整っていないと有効に活用することは出来ません。

今回まとめられた「各務原市資料調査報告書 第29号」は、旧4町の役場文書の目録を作成したものです。各務原市施行前の那加・稲羽・蘇原・鶴沼の各地区が、近代をどのように歩んできたかを知る貴重な資料になるでしょう。現在の人口約15万人、発展した各務原市しか知らない方々にとっては、「こんな時代もあったのか」ときっと驚かれ、先人のご苦労に思いをはせるに違いありません。

歴史は、これからの未来を考えるときにさまざまなメッセージを与えてくれます。「ふりかえれば、未来」という言葉があるように、「いくら前方に目を凝らしても、未来は見えず、過去を振り返り、同じく先が見えなかった前近代の生き方、生きる知恵に学ぶとき、初めて未来が見えてくる」といいます。この各務原の特色、課題など、過去からのメッセージを大切に、今後の市政に活かしていかなければならないと存じます。

本書により、今までは気がつかなかった郷土の歴史に、光が当てられようとしています。多くの方々に活用していただきたいと存じます。

例 言

1. 本報告書は、平成15年度に刊行した「各務原市文書史料目録八」に続くもので、「総務課文書」の目録を作成し掲載しました。
2. 「文書史料目録九」について
 - (1) 本文書史料目録に掲載した文書史料は、総務課文書(632点)です。
 - (2) 本文書史料目録は、岐阜県歴史資料館の史料分類例により、次の項目に従って分類整理しました。
 - ◇近代史料の分類(原則として明治元年～昭和20年)
 - ①国と県関係 ②土地関係 ③租税関係 ④村関係 ⑤土木水利関係 ⑥勲業関係
 - ⑦運輸関係 ⑧社会関係 ⑨社寺教育関係
 - ◇私文書史料(近世・近代とも)
 - ①家関係 ②家産関係 ③生活と文化
 - (3) 史料の掲載は、年月・資料名・備考の順です。年次は、分かる範囲内で年号及び月日を入れることとし、年号等未詳のものは不明のまま掲載しました。数量については複数あるもののみ資料名の次に掲載しました。
 - (4) 表題は、原文書に明記してあるものはそのまま掲載しましたが、内容を示すため、()で囲んだり整理担当者で仮表題を付けたものもあります。
 - (5) 公開に際して、史料の内容により制限することがあります。
3. 史料編について
 - (1) 「総務課文書」のうち大砲演習場関係史料と那加町役場の諸通知書綴(昭和20年)を一部採録しました。
 - (2) 解説編における「第□号文書」という数字表記は、史料編に付けた連番と一致します。「第1号文書」であれば、1番目の史料を示すこととなります。
 - (3) 大砲演習場関係史料は、解説文のあとに読み下し文を付けました。また那加町役場の通知書綴は、はじめに原文の写真を掲載し、次に解説文を入れる構成にしました。
 - (3) 解説文には、適宜句読点を付して読みやすくしました。また旧字体は常用漢字に、変体仮名等は現代仮名に改めました。
 - (4) 史料に誤字がある場合は、傍注に正字を入れました。また史料中の付箋についてはその位置を示したあと、「 」により内容を表記しました。
 - (5) 史料の意味不明な部分には傍注に(ママ)を付しました。
 - (6) 必要に応じて、史料の末尾に注釈を入れました。
 - (7) 史料の中には差別的な用語が用いられている場合もあります。もとより不当な差別を容認するものではなく、差別を根絶する立場から史実として正確に認識する意味でそのまま掲載しました。
4. この史料目録の作成は、各務原市歴史民俗資料館の大森利博・糺島一美・足立康治・藤吉勝彦・清水孝子・松岡初美・佐伯晴美が担当しました。

表紙の写真について

- 左 『岐蘇路の記』(貝原益軒著)の一部
右 フランス将校団による飛行訓練の様子(大正8年 各務ヶ原野村高等飛行場)

目 次

◇巻 頭 言	発刊に寄せて 各務原市長 森 真
◇例 言	
◇目 次	
◇近代史料が語る各務野の歴史 —解説編—	4
1. 陸軍大砲演習場関係史料について	4
2. 江戸時代の各務野	4
3. 史料の解説	5
4. 飛行場ができた頃の各務原	9
5. 補遺として —昭和20年諸通知書綴の存在—	10
◇目 録	総務課文書
◇史料 編	大砲演習場関係史料
	昭和20年諸通知書綴
◇編集後記	

近代史料が語る各務野の歴史 一解説編一

1. 陸軍大砲演習場関係史料について

名古屋に司令部を置く陸軍第三師団(元は名古屋鎮台)は、各務原に野砲兵の演習場を設置しました。明治12年頃から用地買収が進み、軽カノン砲のような大砲を用いた実射訓練が、当地で行われるようになったのです。その訓練場所は、かつて「各務野」と呼ばれた未開地で、現在の航空自衛隊岐阜基地にあたります。

この陸軍施設の進出は、各務野の様相や人々のくらしを一変させることになります。大正期には同様に陸軍飛行場が設置され、航空第二大隊、同第一大隊が所沢から順次移駐し、戦前は近辺に飛行機を生産する工場が建ち並んで軍需産業の町として発展しました。近代の各務原を見ていく上で、大砲演習場の設置は画期的な事象であったと言えます。ところが、その歴史的研究は、史料の制約により十分に為されていないのが現状です。

そこで本報告書は、総務課文書に見られる大砲演習場関係史料をできるだけ収録して、史料解説を試みるとともに、各務野に対する人々の意識について言及することを目的としました。

2. 江戸時代の各務野

江戸時代の儒学者貝原益軒は、自著『岐蘇路の記』(宝永6年著)の中で各務野のことを次のように書き記しています。

鶴沼の西のはづれより西に広き野有。各務野と云。此辺各務都なるべし。野の北に各務といふ村あり。各務野ひろき三里四方有と云。但東西は三里ばかり。南北一里半程にみゆる。此野に田高なし。たゞ青草のみ生ず。野の南に三井山と云山あり。其山の南木曾川のきはまで野有。

貝原益軒と言えば、『養生訓』や『女大学』などの教訓書をまとめた人物として有名ですが、若い頃から長崎、京都、大阪、江戸に遊学し、多くの紀行文を残しました。『岐蘇路の記』もそのうちの一つで、江戸から京都へ上る途中、中山道筋で見聞したことをまとめています。

彼が見た各務野は、広さが三里四方あると言いつながら、東西に約三里、南北に一里半程あって、東西に長くのびる野原であったことが分かります。そして、この野に畑はなく、ただ青草のみ生ずという有様で、鶴沼の西外れから西方は生産に不向きな土地が続いていたようです。

では、江戸時代の各務野はどのように所有されていたのでしょうか。これを明らかにする史料として、徳川林政史研究所に所蔵されている絵図(『各務原史料』史料編近世1掲載)を挙げることができますが、当館には幸いその副本にあたる絵図があり、この絵図から土地の所有状況を知ることができます(12頁の絵図参照)。

まず表題は、「濃州各務郡各務野新開場・前野村永不作地・西市場外七ヶ村字六軒見取場草野并野方見取図」になっています。平たく言えば、各務野の開発地をはじめとして、前野村の永久不作地、西市場村・桐野村・岩地村の三か村が所有する字六軒の草野などを色分けした地図ということ。『新開場』・「不作地」・「草野」・「野方」という言葉が見られるように、各務野は耕作に向かない土地柄であったようです。

年代は記載されていませんが、幕府領(御料)の代官として美濃郡代「鈴木門三郎」の名が見られ

ることから、その在任期間である寛政期に作成されたものと推察できます。

作成の目的は、「各務野新開御見分御吟味」につき、隣接する土地の管轄や種目を明確にすることにありました。そのため百間(約180m)を三寸(約9cm)の長さに見立てて絵図面を作成することになったのです。原寸(189cm×324cm)を単純に計算すれば(約3.8km×約6.5km)の範囲を表していることとなります。

(絵図面中の文)

各務野新開御見分御吟味=付、前野・北洞・新加納・長塚・西市場・山後・岩地・桐野ハヶ村入会小物成場野方并前野村永不作地秣場、其外西市場・桐野・岩地三ヶ村字六軒切込之共御見分被成候上、百間三寸之積を以御絵図面御仕立被成、私共え拜見被仰付候処、書面之通相違無御座候、以上

絵図面を見て「相違ござなく候」としたためたのは新開願人彦七ほか総勢61名です(連署・連印が見られます)。彦七の素性はよく分かりませんが、笠松村の出身であることから、おそらく美濃郡代より各務野の開発を持ちかけられたのではないかと推測されます。その場所は、三井山の東部に「彦七外=老人新開致すべき分」と墨引きされた所で、現在の航空自衛隊岐阜基地内にあたります。

もう一つの開発地は、中山道の北に隣接する方形状の土地で、「前野村外七ヶ村新開致すべき分」と記された所です。三井山的位置から判断すると、現在の那加駅周辺の地域にあたります。前野村外七ヶ村というのは、明治期に那加村となる更木郷ハヶ村(前野・北洞・西市場・桐野・岩地・長塚・新加納・山後)のことで、異なる領主の村でありながら、共同開発をするようになったのです。各務野は、農耕肥料となる糞を得る所として、複数の村に共有されていたから、開発に際しても、共同で行うことが要求されたと推測されます。

しかし、このような開発事業は、過酷な労働をとまなうとともに、用水確保が困難であったことから、思うように進みませんでした。明治期に入っても、各務野は耕地培養の下草を刈り取る場所として存続しました。

そして明治9年、各務野を陸軍の大砲演習場にする計画が持ち上がり、その検分が同年12月に実施されたのです。では、今回収録した大砲演習場関係史料について、順に解説します。

3. 史料の解説

(第1号文書)

この文書は、明治22年(1889)に作成されたもので、所々添削されていることから、庁内起案文書の一部ではないかと思われます。差出人は、西市場村坂井利三郎をはじめとする15名の地主総代及び5名の当該戸長です。

坂井利三郎らは、大砲演習場近傍の民有地が、陸軍省の用地としてお買い上げになると知り、これを受け入れる代わりに、次の6項目について裁可してほしいと要求しました。

- ① 私たちの村々は、元来山林原野に生えている下草を使って耕地を培養し、農業に励んでまいりました。この下草がなければ、肥田もたちまち瘦田に変わってしまうことでしょう。従来の大砲演習場は勿論のこと、今回ご用地となる所の下草は、すべて関係各村に償費で払い下げてください。
- ② 去る明治12年の大砲演習場用地買上げのとき、「冥加人夫」と称して、当初150人、さらに50人増加して、掃除役を勤めてきましたが、これが18年になると300人に改められて、人夫を差し出さなければと申書を公充に付すという厳しい通達がありました。実際は150人内外で事足りるものであ

たため、残りの入夫については若干の金員を上納するよう命じられ、年金および20円を納めてきました。しかしながら、課役は掃除だけにとどまらず、官舎の障子張替や風呂掃除まで要求されています。今後このようなことは止めてください。また300人を差し出すことは無理なので、この際入夫と現金の上納は廃止にしてください。

- ③ ご用地にかかる掃除入足は、何とかご用立に応じたいと思いますが、数百人の冥加入足(冥加入夫)は賃村々差し出しが困難となります。ご用地全体の掃除をしますから、今後600人以内で行うものに改めてください。また臨時に使用される場合は、相当の賃銭をお支払いください。
- ④ 掃除入足入用のとき、これまで監守人から総代(年番戸長)へ通達がありましたが、連絡調整に時間がかかるため、今後は関係の所轄戸長役場へ通報してください。
- ⑤ ご用地にそのま据え置かれた立木の落葉は、下掃除を行った後、元所有者に無償で払い下げてください。
- ⑥ 新田のご用地がもし不用になったときは、買い上げ当時の地券代価でもって、元所有者に払い下げてください。

文書の宛名は記載されていません。おそらく大砲演習場を管轄していた第三師団(名古屋)へ陳情するために、この文書は作成され、戸長役場に提出されたものと思われます。またこの年の7月に町村制が施行され、西市場村はか八か村は合併して那加村になっていますから、合併直前に作成されたことが分かります。

戸長役場内の添削指導により、6項目の要求は、5項目にまとめられました。国家機関へ上申する文書となるため、「甚だしきに至っては」とか「実に迷惑まかりあり候」のような「無礼極まりない」言葉は削除されました。また用地取得の代価が、時価よりも低く抑えられているという「不満の声」は消されています。

この文書は、その後どのように決裁されて陸軍第三師団に上申されたのか分かりませんが、当時の各務野の状況を知る資料として注目に値します。まず第一に、大砲演習場の用地買収が明治12年と22年の二度にわたって行われ、順次拡大したことが分かります。用地取得の代価は、時価よりも低く、ほとんど「召し上げ」に近い状態でした。第二に、各務野は肥料となる下草を供給する場として欠かさない場所であったということです。強制的に「お買い上げ」になった後も、ご用地内の下草について、無代下り渡しを要求したのです。第三に、各務野に入会地を有した関係各村には「冥加入夫・冥加入足」と称する労役が課せられ、演習場内で都合の良いように使われたことが分かります。これに応じなければ、演習場内の下草を公売に付すというように、旧来の下草取得権益を交換条件に利用されていました。そして第四に、この用地買収は、各務野の近傍住民にとって有り難い話とは言い難く、不用になったときは、元所有者への払い下げを求めるほど、土地への執着があったということです。

(第2号文書)

文書の作成時期は分かりませんが、差出人名が第1号文書に近似していることから、明治22年頃の作成と思われます。文書中に「私ども御請書奉呈つかまつり候」という言葉が見られることから、第1号文書よりも後に記された可能性が高いと考えられます。宛先は不明ですが、大砲演習場を管轄する陸軍第三師団に出願を予定したものです。

願意は、表題の通り「下草の御下り渡し」を求めることにありましたが、要求項目として次の3点を挙げています。

- ① 冥加入夫に余りが生じたときは、一人あたり金12銭の割をもって、年間15円から20円までの範囲で上納してきましたが、とても困難で実に迷惑となりますので、今後は金納を廃止にしてください。

- ② 時価よりも低いご用地の買い上げは、村民の中に若干の非難はありますが、やむを得ない事情なので承知します。また原野にかかる掃除入足もご用立て申し上げますから、下草払い下げの件は宜しくお取りはかしてください。

- ③ 今般お買い上げのご用地が、もし不用になったときは、買い上げ当時の地券代価でもって、従前の村に払い下げてください。

第1号文書に比べると、要求項目が減った分すっきりしたように見えますが、村として譲歩できる部分に前面に押し出していることが分かります。例えば、冥加入夫の差し出しについて見てみると、第1号文書は「御冥加入夫と唱え百五拾人差し出し掃除致すべき旨御達しにより、則ち各村申し合わせ、右入夫ご用立て、掃除致し来たり」と述べていますが、第2号文書は「下草の儀は古田肥料として御下り渡し願ひ上げたてまつり候ところ、御許可あり、それ御冥加入足(則ち掃除)と唱え百五拾人ご用立てし来たり候」になっています。つまり入夫の用意について、前者は命令に従ったものとし、後者は下草の御下り渡し許可により、その冥加としてご用立てに応じたと言っているのです。村民の本意は第1号文書にあると見るべきでしょうが、当局の心証を良くするために、言葉を選ぶことが必要になったのかも知れません。

(第3号文書)

明治24年(1891)4月に作成された文書です。差出人は、那加村の新加納地主総代今尾元右衛門、西市場地主総代坂井儀三郎、前洞地主総代北川九三郎になっています。すでに町村制が施行されて、那加村が誕生しています。文書の内容から、明治12年と22年に行われた陸軍省の用地買収面積は378町余に及んだことが読みとれますが、その広さは東京ドーム約80個分に相当します。また、旧地主の数は千余名にもなりました。

ところが、地主総代3名は、下草落葉の払い下げ代として金70円69銭2厘を支払うと約しています。1反あたり1銭8厘余の代価となります。第1号・第2号文書は、あくまでも「無代御下渡」を求めていたのに、この第3号文書の段階では、金額の設定が為されたわけですから。さらに読み進んでいくと「本年度も前年度の通り引き続き前額金額にて御払い下げ」と述べているように、24年度以前に「無代」の要求が「有償」に変じたことと読みとることができるのです。いったいこれはどういうことでしょうか。

関係する史料として、第8号文書を見てみましょう。これは明治35年(1902)9月20日付けの文書ですが、「演習地下草落葉等の払い下げは、去る明治十二年より同二十三年まで五ヶ年期をもって払い下げを受け来たとすども、明治二十四年度に至り突然年々申請の上許可せるの命令に按ず」とあります。つまり用地の買収が一段落するまでの10年余は、5年の更新期間で「無代御下渡」に依っていたものが、明治24年度から突然1年更新で申請する形に変わったということです。おそらく更新期間の変更にともない、このときから原野1反につき2銭の代価で払い下げが実施されるようになったのでしよう。また「冥加入夫」という言葉も消えていることから、労役の提供が金納に改められたと見ることもできます。折しも、日本の陸軍が朝鮮半島に侵攻を始めていたことと、軍備増強の資金を調達するため、たとえ微少な下草落葉であっても、有償の払い下げにする必要があったと考えられます。

(第4号文書)

この文書は、下草落葉を買い上げる側の代表として、那加村の村長横山栄之助が継続願いを県知事に差し出したものです。請書が添付されたようですが、残念ながら控えが残っておらず、どういった方が下草や落葉を買い上げたのか分かりません。県はこの文書を第三師団に送って伺いを立てたも

のと思われます。那加村一帯—第三師団という上申の事務手続きが、この頃できたと考えられます。

(第5号文書)

この文書は、明治24年度の下草・落葉払い下げについて、地主代表者が第三師団監督部長へ直接出願したのになっています。対象とする土地の種類を原野・山・元官林などに分けて、それぞれの分別代価を明記している点が注目されます。原野は1反につき2錢、山は1反につき7厘、元官林は1反につき2錢支払うことが、払い下げの条件となりました。この代価は、これ以降も生き続けます。

(第6号文書)

明治28年度の下草・落葉払い下げ願いに対して、第三師団の許可が下りていることから、地主らに請書を提出するよう、所管の郡役所が那加村役場に指示した照会文書です。土地の面積や代価に変動はありませんが、毎年4月と10月の2度、半期ずつ前納することが条件になっていたことが分かります。

(第7号文書)

明治30年度分の下草・落葉の払い下げについて出願したものです。土地の面積や代価に変動はありませんが、地主総代の顔ぶれは10年前に比べてと変わっています。例えば、西市場は坂井利三郎から坂井清兵衛へ、新加納は小島恒右衛門から吉田彌三郎に引き継がれています。また、文書の付箋から、5か所の地区で総代が交代していることも読みとれます。

(第8号文書)

この文書は、明治24年度から年々申請する形になった下草・落葉払い下げ願いを、36年度から10年の更新にしてほしいと、領土讃之助ほか16名の地主総代が第九師団の経理部長に懇願したものです。その理由は、文書中に「元地主の区域たる、広敷教里にわたり、稲葉羽島の二郡にまたがり、吾々居村をはじめ関係村役場もまた三里余に分存す」とあるように、元地主が広域に居住するため事務手続に多くの時間と費用を要したからです。残念ながら、この陳情に対する当局の回答は見あたりませんが、第9号文書は、明治38年度の下草払い下げ代金を示していますから、10年更新の願いは実現しなかったと判断できます。

(第9号文書)

この文書は、明治38年度の下草払い下げが許可されたことを受けて、その代価51円余を期限までに納付するよう、所管の稲葉郡役所が那加村に指示した照会文書です。

(第10号文書)

この文書は、稲葉郡役所が那加村にあてた通知書で、明治45年1月23日の日付になっています。文意は、海津郡東江村の神田甚之助から提出されていた各務原の一部開墾願は、陸軍演習地として必要であるの見解から、今回差し戻されるというのです。また、同時に元地主総代の遠藤儀作ほか2名から内務省へ直接提出されていた陳情書及び再陳情書についても返付されると付け加えられています。

これは、木曾三川分流工事によって土地を失った東江村住民に対して、各務原の一部を代替地として提供し、入植させようとした内務省の政策と符合するものです。各務原の大砲演習場は、周りに民家があり、弾道距離が長い最新の兵器を試射するには、不向きな場所であったため、日露戦争の頃はほとんど使われなくなっていました。このとき、演習場を陸軍省から内務省へ移管する話が持ち上がり、木曾三川分流工事によって土地を失った人々の代替地として、各務原が候補にあがったのです。しかし、元地主は、用地召上げの条件として、不用になったときは買い上げ時の代価をもって返却することを求めていましたから、この東江村入植の話に耳を傾けることはできませんでした。当時県会議員であった遠藤儀作が総代となって、反対の陳情書を内務省へ直接提出することになったのです。

結局、各務原は陸軍演習地として必要との見解に落ち着き、この件は立ち消えとなりました。

4. 飛行場ができた頃の各務原

大正期には、飛行機を兵器として導入することが軍部で検討され、各務原の大砲演習場を飛行場にすると計画が持ち上がりました。そして大正6年(1917)6月、所沢に次いで国内2番目の飛行場が、当地に設置されたのです。

当時の各務原は、次のように新聞紙上で紹介されています。

不便な各務原 交通機関が不完全で日曜でも何処へも行けぬ気の毒な兵卒

昨秋各務原陸軍飛行場に航空第二大隊が設置されて、所沢より一個中隊が移転し来り、十二月一日には更に七十余名の入営兵を迎へ、今では兎も角約二百名の大家族を造って広い各務原の東端の一角に建てられた木の香の高い新築兵舎に住居して居るが、同所の不便な事は甚だしいもので、同隊員の暮ら振り是他所の見る眼も哀れな程である、と云ふのは交通機関が全く零で完全な道路さへない有様で、冬期中は晴天続きでも凍てた道路が落ちて握ねて高下駄でも歩行困難である、然も宿屋がたった一軒しかない鶴沼村迄行くのに一里、犬山町へ出るには自転車さへも通らぬ物騒な山越の近道でも約一里あって其上不自由な渡船を渡らねばならぬ、岐阜へ出るには四里もあってとても日帰りで足が出ない訳である、同隊では今以て電灯が点げられないので止むを得ず時代遅れの洋灯を使用して暗くても不経済なのを忍んで居る、尤もこの方は来月行はれる高等飛行術練習開始迄には日本の体面にも拘ると云ふので、是非名古屋電灯から点灯する手筈になって目下工事に着手したさうであるが、交通不便では大分隊員が弱らされて居る、現に佐藤中隊長は岐阜市から毎日自動車通って居るが其他の将校は全部犬山町から毎日通勤して居る、この犬山町に全部住んで居る事に就いては鶴沼村民中腹黒の者があって総ての物品を高く売り家賃なども東京と同じく一畳一円内外の高値を唱へる為めだとも云はれるが、その鶴沼村でも航空隊からは一里あるので矢張り不便である、憂鬱(いんも)具合であるから兵卒達は一週一度の楽しい日曜日でも遊ぶ所がない、犬山へ出ては落付いて遊ぶ時間がないので目下の所日曜日でも大部分はせう事なしに隊内でコログツツに居る有様である、岐阜市から各務原通って太田町迄の岐阜縦貫鉄道の第一期線が大正九年中竣工の計画だそうだが、航空隊の為に岐阜から各務原迄の間を特に取急いで本年九月頃迄には通ぜしむる事になったさうだ、さうなれば各務原付近の面目も一新されるであらう(各務原特報部員)(大正8年1月18日の「新愛知」新聞記事)

航空第二大隊が瑞玉県入間郡所沢町から鶴沼村に移転したのは、大正7年11月10日のことです。役目を失った大砲演習場が、陸軍飛行場として新たに注目されるようになり、中隊規模の兵力を有す「軍事拠点」となったわけです。しかし特派員が報道するように、当時の各務原は交通機関が全くなく、完全な道路さえない有様でした。冬期中も凍てついた土が融けてぬかるむため、高下駄がないと歩けないというのです。また、犬山町に出るには、危険な山越の近道通っても1里(約4km)の行程があり、さらに渡し船を使わなければなりません。岐阜市の場合には4里(約16km)も離れているため、日帰りで行くことは無理でした。せつかつの日曜日でも、兵卒クラスの者は、外へ遊びに行くこともできず隊内で無為に過ごすばかりであったといえます。

現在の各務原市からはとても想像できないような状況と言えますが、航空大隊の設置とフランス将校団の来日、当地の発展を促す大きな契機になりました。その一つは電灯の引き込みです。それ

までランプ生活であったものが、「日本の体面に拘る」という理由で名古屋電灯（現在の中部電力）から電力を取り入れる工事が始まった、と新聞は伝えています。

二つ目に交通機関の整備です。高山本線は大正6年の第40帝國議會において建設線に編入され、敦賀建設事務所の所管となりました。岐阜～各務ヶ原区間の着工は8年5月21日のことですから、この新聞報道のときはまだ工事が始まっていなかったのです。おそらく用地買収に時間を要したのでしょうが、翌9年10月31日に竣工、その翌日から営業開始という経過を見ても、航空大隊の存在は、鉄道の整備に拍車をかけたと言っても過言ではありません。

こうして各務原は、明治時代の大砲演習場設置に始まり、大正6年の飛行場の設置、航空第二大隊、同第一大隊の駐屯を経て、軍事拠点としての新たな展開を迎えることになりました。

5. 補遺として－昭和20年諸通知書綴の存在－

総務課文書の整理にあたり、この文書群に昭和20年の「諸通知書綴」（那加町役場）があることに気がつきました。主に町内会長に宛てた文書が、破棄されることなく残っていたのです。政府はアジア太平洋戦争の敗色が濃厚になると、軍事機密にかかわる文書の処分を官公署に命じたといえますから、昭和20年の行政文書があること自体珍しく、「奇跡に近い」とこと言えます。

今回、目録を刊行するにあたり、昭和20年の通知書をできる限り収録し、終戦前後の暮らしぶりや戦争に対する人々の意識について見直してみたいと思いました。

19点の収録史料のうち、第11号文書以降が、終戦後に役場が発した通知書ということになります。大意をまとめてみましたが、括弧のアラビア数字は、文書番号を示しています。

- (1) 昭和20年4月1日付け文書。飛行機誘導路上に設けた擬装用の枝やその他の物品に手を触れないように伝達したものの。
- (2) 昭和20年5月8日付け文書。5月8日から7日間、「寇敵撃攘」の祈願を町内神社で行うように通知したものの。
- (3) 昭和20年5月12日付け文書。食糧増産のため、空荒地になっている堤防道路を利用するように計画したものの。町内ごとに割り付けて、周知徹底を図っている。
- (4) 昭和20年5月21日付け文書。国民義勇隊を組織するため会議を開催すると通知したものの。
- (5) 昭和20年5月23日付け文書。25日に郷土手力雄神社において「戦勝祈願臨時大祭」を実施すると伝えたものの。
- (6) 昭和20年5月29日付け文書。空荒地の利用に関して、県から外法堤防の耕作は行わないよう指示があったと連絡したものの。
- (7) 昭和20年6月24日付け文書。駅前で戦時災害が発生したとき、迅速に罹災者の救助にあつたことについて町長が礼を述べたもの。22日にあつた大空襲直後の文書である。
- (8) 昭和20年7月19日付け文書。倒壊家屋の処置について、町役場と各務原警察署が家主に通知したものの。
- (9) 昭和20年8月3日付け文書。空襲後の水道復旧について、町内会長に連絡したものの。6月22日の空襲によって水道部が破壊され、送水不能になっていたことが分かる。
- (10) 昭和20年8月10日付け文書。11日に空五三部隊が機関砲の実弾射撃をするので、北洞・岩村間の山中に立ち寄りないう注意を呼びかけたもの。
- (11) 昭和20年8月23日付け文書。御聖旨により戦争終結となったが、今後も皇国護持のため奮闘し

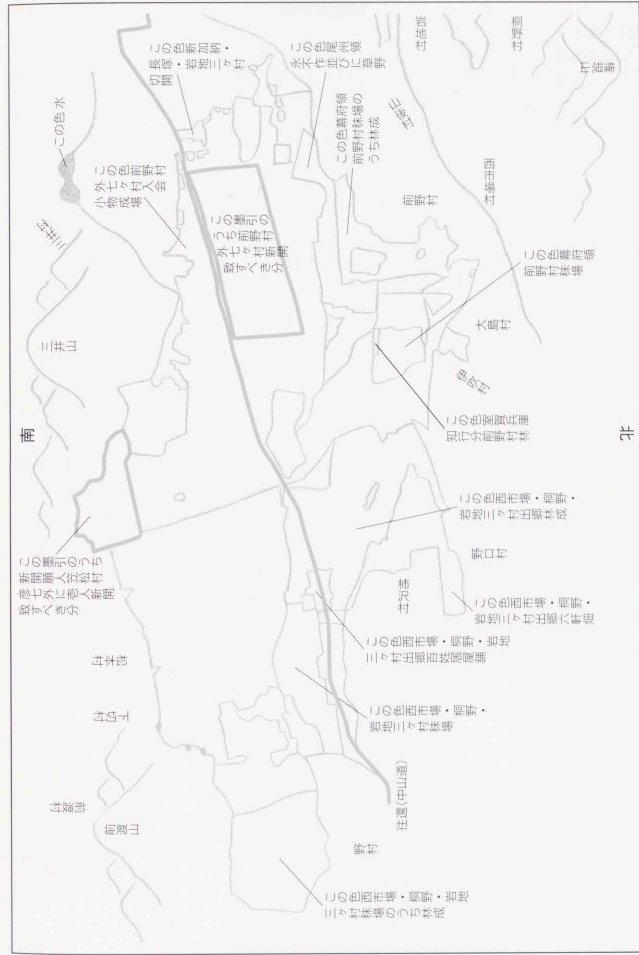
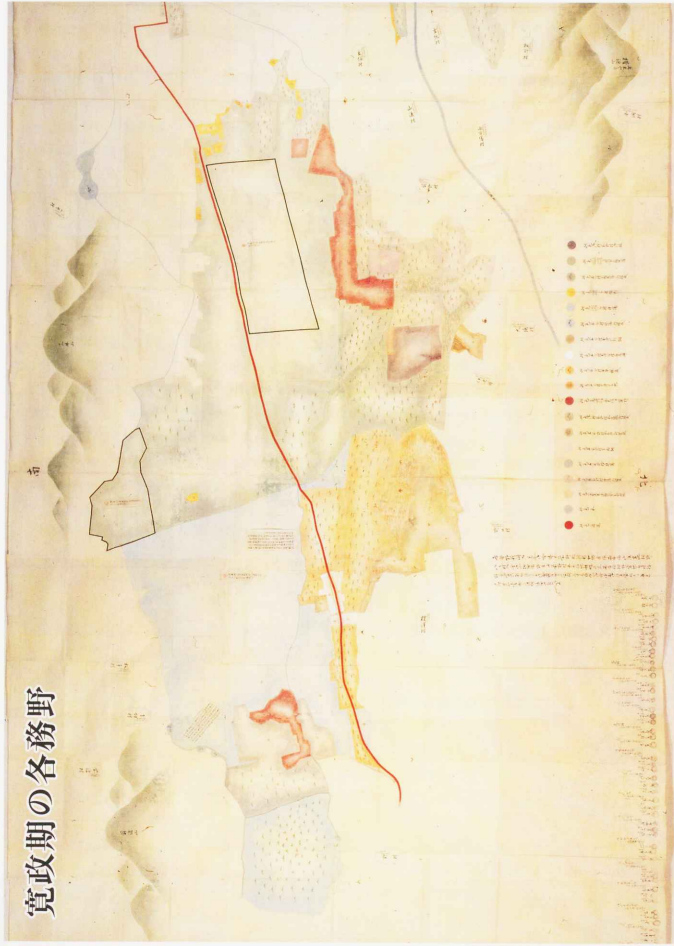
たいと思い、格段の努力を願うと依頼したものの。このとき酒券が配付されたようである。

- (12) 昭和20年9月10日付け文書。大東亜戦争終結ともない、国民義勇隊を解散することについて知らせたもの。
- (13) 昭和20年9月10日付け文書。青年修練会を9月20日に那加町第一国民学校で開催すると通知したものの。戦争終結による青年層の不安を解消するために、町長坂井義平が中心となって修練の場を設けようとした。このとき「皇国護持の大任」を全うすることが、役場関係者の脳裏にあったようである。
- (14) 昭和20年9月12日付け文書。時局の大転換に連れて、青年層に失職・遊休者が多数生じていることを憂慮し、青年修練会への勧誘を促したものの。
- (15) 昭和20年9月13日付け文書。18日に新加納善休寺において戦災死者追弔法要を営むと知らせたものの。
- (16) 昭和20年10月1日付け文書。岐阜県が出した「外国軍隊進駐地域住民に対する回覧板」について、隣保班への配布徹底を依頼したものの。婦女子に対して注意を呼びかける条文が多く含まれている。
- (17) 昭和20年10月6日付け文書。連合軍隊進駐に対する勤労奉仕を募集したものの。那加駅構内で荷物の搬出することが、このときの作業内容であった。
- (18) 昭和20年10月31日付け文書。各務原に進駐した米軍兵士と円滑なる接触を図るため、座談会を開くと案内したものの。当地に米軍が進駐したのは、10月26日のことであつたから、落ち着いた頃を見計らって、このような計画を立てたものと思われる。
- (19) 昭和20年11月30日付け文書。警察署の楼上において、連合軍から重大な指令が発せられるので、集まってほしいと通知したものの。別紙文書によれば、米軍指令として4か条の禁止・処罰事項が言い渡されている。進駐軍物資の横流しや闇取引を禁止したものであるが、このような指令が発せられるということは、邦人による違法行為が横行していたことを意味する。

参考文献

- 『各務原市史』通史編 近世・近代・現代（昭和62年3月31日発行）
- 『各務原市史』史料編 近代・現代（昭和61年3月31日発行）
- 『各務原今昔史』（那加村）（大正15年10月10日発行）
- 『ふるさと笠松』（昭和58年11月30日発行）
- 『野砲兵第三聯隊史』（砲三會）（平成5年3月20日発行）

寛政期の各務野



総務課文書

那 加

1. 土地関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
1	明治7戊辰6月ヨリ12月	地租改正正付ハッ入会地反別取調帳	第一大区十四小区
2	明治7戊辰6月ヨリ12月	八箇區入会地反別取調帳	第一大区十四小区
3	明治7戊辰7月	各務郡前洞村実地丈量取調帳	副戸長 横山半重郎
4	(明治8年頃～)	地券台帳 各務前洞村 前洞の3	戸長役場
5	(明治8年頃～)	地券台帳 各務前洞村 前洞の4	(戸長役場)
6	(明治8年頃～)	地券台帳 各務前洞村 前洞の5	(戸長役場)
7	(明治8年頃～)	地券台帳 各務前洞村 前洞の6	(戸長役場)
8	(明治8～20年頃)	(土地関係・租税関係等)	
9	明治9年6月	(美濃国各務郡前洞村地籍帳ほか)	
10	明治10年12月記載 同12年5月改正	名寄帳 甲	各務郡前洞村戸長役場
11	明治10年12月記載 同12年5月改正	名寄帳 乙	各務郡前洞村戸長役場
12	明治10年12月記載 同12年5月改正	名寄帳 丁	各務郡前洞村戸長役場
13	(明治11年以降)	(荒地起返り丈量取調記等)	(那加)
14	明治14年10月28日	地券 6点	各務郡西市場村・桐野村・岩地村入会
15	明治16年11月	地券大帳 2冊	各務郡長塚村
16	明治17年9月17日	地券 3点	各務郡西市場村・桐野村・岩地村入会
17	明治18年3月7日	地券	各務郡西市場村・桐野村・岩地村入会
18	明治18年7月20日	口渡更正付関係入届□土地部 新加納村更新新田	戸長役場
19	(明治18年頃～)	地券大帳 拾冊之内八	各務郡新加納村 字福吉・各務野・宮裏
20	(明治19年頃まで)	地券大帳 各務郡新加納村 拾冊之内拾	字大谷・南河原・西浦・新戸
21	昭和19年以降	田耕作反別台帳 西市場北組	那加町農業会
22	昭和19年以降	田耕作反別台帳 西市場中組	那加町農業会
23	昭和19年以降	田耕作反別台帳 西市場西組	那加町農業会
24	昭和19年以降	田耕作反別台帳 西市場東組	那加町農業会
25	昭和19年以降	田耕作反別台帳 西市場南組	那加町農業会
26	(明治19年頃～)	地券大帳 各務郡新加納村 拾冊之内九	字町新・北市・浜見屋・北河原
27	明治21年8月改正	土地所有者名寄帳	(各務郡桐野村)
28	(明治27～昭和25年)	各務郡新加納村土地台帳 旧ノ部	
29	(明治29年頃)	名寄帳	(那加村新加納)
30	(明治31年頃)	名寄帳	(那加村西市場)
31	(明治32年頃)	前洞 集計 地之武	
32	(明治32年頃)	長塚名寄 志	
33	(明治32年頃)	長塚名寄 武	
34	(明治38年頃)	長塚計 武志	
35	(明治34年頃)	長塚計 武	
36	(明治35年頃)	前洞 集計 天	
37	(明治36年頃)	前洞 筆名 地之武 筆毎地(之)代	
38	明治36年分	雑書類帳	那加村役場
39	明治37年以降	登記書類類	那加村役場
40	明治43年以降	土地増減表	那加村役場
41	明治44年1月	土地異動簿	稲葉郡那加村
42	明治44年6月改	那加村基本財産台帳 土地建物之部	稲葉郡那加村
43	大正4年9月	土地二箇スル照会ニ対シ他町村ヨリ回答書綴	那加村役場

総務課文書

44	大正4年10月整理	那加村桐野土地台帳 旧之分	字宮畑・字仲田
45	大正4年10月整理	那加村山後土地台帳 旧之分	字影平・山神
46	大正4年10月整理	那加村西市場土地台帳 旧之分	字宝録田・岩下ほか
47	(大正5～昭和6年)	(名寄帳)(出付)	(表紙欠)(那加村)
48	大正11年4月新調	那加村前洞稗田土地台帳 旧土地台帳	
49	(大正12年、昭和25～28年頃)	(土地関係等綴)	
50	大正14年	那加村有土地名寄帳	稲葉郡那加村役場
51	大正13年	土地事務二箇スル文書綴	土地主任
52	(大正、昭和初め)	(名寄帳)	新加納
53	(大正～昭和初め)	(名寄帳)	
54	昭和2年11月	標準貸借価格及適用区域調査書 宅地之部	那加村
55	昭和2年11月	標準貸借価格及適用区域調査書 二類地之部	那加村
56	昭和2年6月	承諾書(土地)綴	(那加村)
57	昭和3年1月	財産台帳	那加村役場
58	昭和13年度	村有地関係文書綴	那加村役場
59	(昭和13、32、33年頃)	(土地関係等綴)	
60	昭和17年	雑款簿 土地	那加町役場
61	(昭和18～29年頃)	(土地関係・土木水利関係 等綴)	
62	昭和20年7月以降	土地名寄帳除去台帳 北洞	那加町役場
63	昭和20年	通通知書綴	那加町役場
64	昭和21年9月以降	土地手続関係書綴	那加町役場
65	(昭和22～28年頃)	(土地申告関係書綴)	
66	昭和24年	標準貸借価格及適用区域調査書 那加町地内	那加町役場
67	(昭和25～30年頃)	(土地分筆等土地関係 等綴)	
68	昭和30年度以降	土地関係書綴	那加町役場
69	昭和32年1月起	土地関係書綴	那加町役場
70	昭和34年9月3日	西市場名寄帳抹消整理済綴	
71	年月未詳	字総計	第一大区十四小区各務郡新加納村
72	年月未詳	各務郡岩地村土地所有者名寄帳	
73	年月未詳	土地所有者名寄帳 地 各務郡山後村	
74	年月未詳	地券大帳 字村前	
75	年月未詳	土地所有者名寄帳 各務郡更新新田	
76	年月未詳	土地所有者名寄帳 各務郡西市場村	
77	年月未詳	土地所有者名寄帳 下 各務郡新加納村	
78	年月未詳	土地所有者名寄帳 天 各務郡長塚村	
79	年月未詳	土地所有者名寄帳 地 各務郡長塚村	
80	年月未詳	下三井田農検帳	
81	年月未詳	字浜井場 再改丈量帳	
82	年月未詳	実地丈量野帳 六冊之内四(上子・廻り戸・前野畑・村中・霧畑・神畑)	長塚村
83	年月未詳	土地貸借価格調査書(那加) 種雑地之部	岐阜税務署
84	年月未詳	土地貸借価格調査書(那加) 沼池之部	岐阜税務署
85	年月未詳	土地貸借価格調査書(那加) 田之部	岐阜税務署
86	年月未詳	農帳 八帖前	
87	年月未詳	(地価取調帳)	字下三井田・田代・シナノほか
88	年月未詳	(土地異動通知控簿)	那加村
89	年月未詳	(土地台帳)	字宮畑・仲田・寺前 ほか
90	年月未詳	(反別取調帳)	字東野 ほか

総務課文書

91	年月未詳	(納税者台帳) 駅	
92	年月未詳	(納税者台帳) 桐二	
93	年月未詳	(納税者台帳) 出二更	
94	年月未詳	(納税者台帳) 出三	
95	年月未詳	(納税者台帳) 新一	
96	年月未詳	(納税者台帳) 新二	
97	年月未詳	(納税者台帳) 新三	
98	年月未詳	(納税者台帳) 新四	
99	年月未詳	(名寄帳) 西一	
100	年月未詳	(名寄帳) 西二	
101	年月未詳	(名寄帳) 前一	
102	年月未詳	(名寄帳) 長二	
103	年月未詳	(名寄帳) 野	
104	(明治10~22年)	(開墾願等帳)	
105	(明治19~27年頃)	(開墾成功二付地地価査定願書 ほか帳)	
106	(明治20年頃)	(土地開墾願書ほか帳)	
107	明治21年	開墾成功二付地地価査定願(綴)	各務郡東木新田
108	(明治19~22年)	新規開墾地指合帳(開墾成功二付地地価査定願1通あり)	西市場外八面村戸長役場
109	明治22年3月8日	開墾地下下期調査定額	各務郡前洞村
110	明治22年3月8日	開墾井掘下期調査定額	各務郡前洞村
111	明治27年3月	開墾地下下期調査定額	(那加村前洞)
112	明治28年4月29日	開墾届(更木新田)	広瀬喜平
113	明治28年5月9日	開墾届(新加納)	今尾元右衛門と小島栄蔵の2通
114	明治32年1月以降	森林開墾指令帳	那加村役場
115	明治33年1月	森林開墾届	那加村役場第二課
116	明治33年度	森林開墾指令帳	那加村役場
117	明治34年分	森林開墾届	那加村役場
118	明治35年度	森林開墾指令帳	那加村役場
119	明治36年分	森林開墾届書	那加村役場
120	明治36年度	森林開墾指令帳	那加村役場
121	明治38年度	森林開墾指令帳	那加村役場
122	明治39年分	森林開墾届	那加村役場
123	明治40年分	森林開墾届	那加村役場
124	明治41年分	森林開墾届	那加村役場
125	自明治42年1月至大正3年12月	森林開墾届書帳	那加村役場
126	大正4年1月	開墾成功届	那加村役場
127	大正4年1月以降	森林開墾届書帳	那加村役場
128	大正5年1月	開墾廃止届	那加村役場
129	大正5年1月以降	森林原野開墾届	那加村役場
130	大正5年1月以降	開墾成功届	那加村役場
131	大正6年度	森林原野開墾届	那加村役場
132	大正7年1月	開墾成功届	那加村役場
133	大正8年以降	開墾届	那加村役場
134	大正9年	開墾成功届	那加村役場
135	(大正10年)	(森林開墾開墾成功届書)	(那加村役場)
136	大正11年	森林開墾開墾成功届書	那加村役場
137	大正12年度	森林開墾開墾成功届書帳	那加村役場
138	明治18年度	地目変換届	

総務課文書

139	明治20年	地目変換届	
140	(明治20年頃)	(地目変換届願書等帳)	(各務郡桐野村・新加納村ほか)
141	(明治23~26年)	(土地分筆願・地目変換届・地類変換届等帳)	
142	明治28年6月3日	地類変換届(西市場地内)	那加村
143	明治23年ヨリ27年12月	地目変換・地類変換査定届帳	那加村役場
144	明治28年2月	地目変換届願	那加村長塚
145	明治36年分	地類変換届	那加村
146	明治37年分	地目変換届帳	那加村役場
147	明治38年分	地目変換・地類変換・開墾廃止・田畑成功届帳	那加村役場
148	明治39年分	地目変換・地類変換・畑成功・田成功届帳	那加村役場
149	明治40年分	地目変換・地類変換・田畑成功届帳	那加村役場
150	大正7年度	地目変換・地類変換・分筆・合筆願届書帳	那加村役場
151	大正8年度	地目変換・地類変換・分筆・合筆願届書帳	那加村役場
152	大正9年	地目変換・地類変換・分筆・合筆願届書帳	那加村役場
153	大正10年	地目変換・地類変換・分筆・合筆願届書帳	那加村役場
154	大正11年	地目変換・地類変換・分筆・合筆願届書帳	那加村役場
155	明治35年分	土地異動通知書	那加村役場
156	明治36年度	土地異動通知書	那加村役場
157	明治37年分	土地異動通知書	那加村役場
158	明治39年分	土地異動通知書	那加村役場
159	明治40年度	岐阜稅務署土地異動届	那加村役場
160	明治42年1月以降	土地異動通知書	那加村役場
161	昭和6年5月起	土地異動申告届	那加村役場
162	昭和9年至11年4月	土地異動申告届	那加村役場
163	(昭和24、25年頃)	(土地異動通知書帳)	那加町役場
164	(明治18~26年頃)	(分合筆取調帳等帳)	各務郡前洞村ほか
165	明治19年頃(明治18~21年頃)	(分合筆取調帳等帳)	各務郡若地村ほか
166	明治28年8月3日	土地分筆届	那加村西市場 坂井儀三郎
167	明治34年分	土地分筆届帳	那加村役場
168	明治35年分	分筆届・地目変換	那加村役場
169	明治36年分	土地分筆届書帳	那加村役場
170	明治37年分	土地分筆届書	那加村役場
171	明治38年分	土地分合筆届	那加村役場
172	明治40年分	土地分合筆届	那加村役場
173	明治41年4月1日	分筆届	那加村前洞
174	明治41年分	土地分筆・田畑宅成功届帳	那加村役場
175	昭和9~16年	那加村有土地分筆申告届帳	那加村役場
176	昭和21~22年	(濃地申請書帳ほか)	那加町役場
177	昭和28年4月	土地登記申請書	那加町
178	明治32年分至33年12月	土地二係ル諸願届帳	那加村役場第二課
179	明治34年分	土地二関スル事項通知	那加村役場
180	明治38年分	土地二関スル事項通知	那加村役場
181	明治41年分	土地二関スル事項通知	那加村役場
182	明治42年中	土地二関スル諸願届帳	那加村役場
183	明治43年度	土地二係ル諸願届帳類	那加村役場
184	明治44年中	土地二関スル諸願届帳	那加村役場
185	明治45年、大正元年中	土地二係ル諸願届帳	那加村役場
186	大正3年以降	土地二関スル諸願届書帳	那加村役場

総務課文書

187	大正4年1月以降	土地二開スル簡届書様	那加村役場
188	大正5年1月	土地二開スル簡届書様	那加村役場
189	大正6年度	土地二開スル簡届書様	那加村役場
190	昭和4年度5年度以降	土地二開スル申請書様	那加村役場
191	昭和4年度	土地二開スル簡書様	那加村役場
192	昭和5年度	土地二開スル申請書様	那加村役場
193	昭和6年度以降	土地二開スル簡書様	那加村役場
194	昭和8年度	土地二開スル申請書様	那加村役場
195	(明治15～19年頃)	(野取絵図帳・荒地免租年額等)	各務郡新加納村ほか
196	(明治19、20年頃)	(鎮謄 地訂正御願等級)	各務郡新加納村ほか
197	(明治20年頃)	(鎮謄 地訂正御願等級) 2点	各務郡西市場ほか
198	(明治20年)	(開墾成功二付地価御査定額様)	各務郡更木新田ほか
199	(明治20～21年頃)	(落地編入御願等様)	各務郡桐野村ほか
200	明治22年5月23日	御願(西市場地内開墾指令取消につき)	
201	(明治33年)	(畑成功届様)	

2. 租税関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
202	年月未詳	地価總計帳	北畠組
203	明治18年8月訂正	地価總計 山後村分	西市場村外ハッ村 戸長役場
204	明治19年第3月改正	田畑宅地山林原野雑地価總計人別帳 長塚村分	西市場村外ハッ村 戸長役場
205	年月未詳	現在地価集計表	那加村
206	明治30年度	地価集計帳 桐野	那加村役場
207	明治32年12月現在	(反別地価) 集計帳 那加大字山後	
208	明治41年8月調	段別地価集計帳 新加納 宅地の部	
209	明治42年	段別地価集計帳 新加納 雑地の部	
210	明治43年頃まで	段別地価集計帳 桐野 雑地の部	
211	明治44年頃まで	段別地価總計帳 前洞三部ノ内天	
212	大正4年8月	反別地価集計帳 式冊ノ内新加納分	
213	大正4年8月	反別地価集計帳 式冊ノ内前洞分	
214	大正4年8月	反別地価集計帳 南北洞分	
215	大正4年8月	反別地価集計帳 山後分	
216	大正4年8月	反別地価集計帳 桐野分	
217	大正4年8月	反別地価集計帳 出作分	貳冊之内 蘇原村 更木村
218	大正4年8月	反別地価集計帳 西市場分	
219	大正14年4月10日	反別地価集計帳 岩地分	
220	昭和3年度	反別地価集計帳 前洞分	
221	明治8年12月	第一大区十四小区 各務郡更木新田地価取調帳	新戸長 横山半重郎
222	明治8年8月7月	第一大区十四小区 各務郡前洞村地価取調台帳	
223	明治8年	(地価取調台帳) 字持田農 字寺山	
224	明治9年5月	第一大区十四小区 各務郡セッ村入会地価取調帳	
225	年月未詳	地租取調台帳 字村西 第1号	新加納村
226	年月未詳	地価取調台帳 字字崎浦 第3号	新加納村
227	年月未詳	地価取調台帳 字井ノ上 第4号	新加納村
228	年月未詳	地価取調台帳 字西大野浦 第5号	新加納村
229	年月未詳	地価取調台帳 字白山 第6号	新加納村
230	年月未詳	地価取調台帳 字藪新田 第7号	新加納村
231	年月未詳	地価取調台帳 字藪前 第8号	新加納村
232	年月未詳	地価取調台帳 字藪岸 第9号	新加納村

総務課文書

233	年月未詳	地価取調台帳 字向藪 第10号	新加納村
234	年月未詳	地価取調台帳 字東大野浦 第12号	新加納村
235	年月未詳	地価取調台帳 字絶方 第14号	新加納村
236	年月未詳	地価取調台帳 字井杉林 第16号	新加納村
237	年月未詳	地価取調台帳 字村前 第20号	新加納村
238	年月未詳	地価取調台帳 字穴下 第23号	新加納村
239	年月未詳	地価取調台帳 字村内 第25号	新加納村
240	年月未詳	地価取調台帳 字北阿原 第32号	新加納村
241	年月未詳	地価取調台帳 字南阿原 第34号	新加納村
242	年月未詳	(地価取調台帳) (山後村)	
243	年月未詳	(地価取調帳)	
244		明治22年賣動地 特別地価修正一筆限帳 那加村大字前洞	(那加村)
245	(明治22年)	明治22年賣動地 特別地価修正一筆限帳 那加村前洞之内北洞	
246	年月未詳	特別地価修正一筆限帳	
247	年月未詳	特別地価修正一筆限帳 那加村ノ内西市場	
248	年月未詳	特別地価修正一筆限帳 那加村山後	
249	年月未詳	特別地価修正一筆限帳 那加村前洞之内北洞	
250	年月未詳	特別地価修正一筆限帳 那加村西市場	
251	年月未詳	特別地価修正一筆限帳 那加村之内岩地	
252	年月未詳	特別地価修正一筆限帳 那加村之内山後	
253	年月未詳	特別地価修正一筆限帳(巻冊之内一) 那加村新加納	
254	年月未詳	特別地価修正一筆限帳(巻冊之内二) 那加村新加納	
255	年月未詳	地価修正一筆限帳 那加村大字更木新田	
256	明治12年月	地租人別附帳	新加納村戸長役場
257	明治19年4月	誤謄二付地価帳御改正願	各務郡 新加納村 長塚村
258	明治19年4月改正	水害地租人別帳 新加納村分	各務郡西市場外ハッ村 戸長役場
259	明治19年6月5日	開墾成功二付地価修正御願	各務郡前洞村
260	(明治19、20年頃)	(開墾成功二付地価御査定額等級)	(西市場村外ハッ村)
261	(明治20年)	(開墾地々価修正御願等級)	各務郡桐野村
262	(明治20年頃)	(地目交換二付地価御査定額等級) 7点	(西市場村外ハッ村)
263	(明治20年頃)	(地目交換二付地価修正御願等級)	(西市場村外ハッ村)
264	(明治20～22年頃)	(地価御査定額等級)	(西市場村外ハッ村)
265	(明治21年頃まで)	字栗木・字南・字西・字中・字北・字権現山・字富平 宅地・畑・藪・地価台帳	第一大区十四小区各務郡西市場村
266	明治28年7月20日	荒地免租年額明地価御査定額(新加納地内)	(西市場村外ハッ村)
267	明治28年7月15日	開墾嶽下年額明二付地価御査定額	(那加村地内)
268	明治17年12月	田地租取調帳 前洞村之内字北洞分	
269	(明治30年頃)	地租名寄帳 甲号ノ上二 新加納区	
270	年月未詳	地租名寄帳 甲号中ノ三 新加納区	
271	(明治31年頃)	地租名寄帳 乙号全 (那加村更木新田)	
272	(明治32年頃)	地租名寄帳 乙号下の一 (新加納区)	
273	(昭和6年頃～12年頃)	地租名寄帳	(那加村)
274	(昭和16～34年頃)	(地租名寄帳)	(那加町)
275	年月未詳	(地租取調帳)	(那加)
276	年月未詳	(地租名寄帳)	(西市場)
277	年月未詳	(地租名寄帳様)	那加村役場

総務課文書

278	年月未詳	地租改正田畑名寄簿 三冊之内三	(那加村)
279	明治19年3月	地租取調帳 前洞村々内 字北洞	
280	明治20年9月	地租取調帳 西市場村	
281	年月未詳	地租帳 長塚村	
282	年月未詳	地租取調帳 前洞村 2点	
283	明治30年9月1日現在	地租集計帳 出作	(那加)
284	明治30年9月1日現在	地租集計帳 新加納	那加村役場
285	明治30年9月1日現在	地租集計簿 前洞地	那加村役場
286	明治32年10月1日現在	地租集計表 網野分	那加村役場
287	明治32年10月1日現在	地租集計表 出作	那加村役場
288	明治32年10月1日現在	地租集計表 長塚	那加村役場
289	明治32年10月1日現在	地租集計表 (新加納分)	那加村役場
290	明治32年10月	地租集計表 岩地分	那加村役場
291	明治44年7月	地租集計整理簿	那加村役場
292	明治31年12月現在	田租集計帳 (網野)	那加村役場
293	明治31年12月現在	田租集計帳 (新加納)	那加村役場
294	明治31年12月現在	田租集計帳 (長塚)	那加村役場
295	明治36年9月調	那加村田租直表	那加村役場
296	年月未詳	第一大区十四小区各務部北洞村字限總計帳	
297	昭和2年	地租二関スル文書綴	那加村役場
298	大正12年	地租二関スル願書	那加村役場
299	大正13年度	地租二関スル願書	那加村
300	大正14年度	地租二関スル願書	那加村
301	大正15年	地租事務文書綴	(那加村役場)
302	明治30年5月13日	皆無地々租免除額	那加村西市場
303	(明治30年)	皆無地々租免除額	那加村網野
304	昭和2年度以降	地租免除申請書	那加村役場
305	昭和3年度	地租免除申請書	那加村役場
306	昭和4年度	地租免除申請書	那加村役場
307	昭和6年度	地租免除申請書	那加村役場
308	昭和6、7年度	自作農地免租関係書綴	那加土地課
309	昭和7年度	自作農地免租申請書	那加村役場
310	昭和8年度	自作農地免租申請書綴 那加村前洞	
311	(昭和8年)	(自作農地免租申請書)	(新加納)
312	昭和9年度	自作農地免租集計簿	那加村役場
313	昭和9年度	自作地々租免除申請書 西市場	
314	昭和9年度	自作地々租免除申請書 那加駅前	
315	昭和9年度	自作地々租免除申請書 北洞	
316	昭和10年度	自作農地免租集計簿	那加村役場
317	昭和10年	自作地々租免除申請書 岩地	
318	昭和10年	自作地々租免除申請書 山後	
319	昭和10年	自作地々租免除申請書 那加駅前	
320	昭和10年	自作地々租免除申請書 那加村前野	
321	昭和10年	自作地々租免除申請書 北洞	
322	昭和10年	自作地々租免除申請書 野畑	
323	昭和10年度	自作地々租免除申請書 長塚	
324	(昭和11年)	(自作地地租免除申請書) 3点	(那加村)
325	(昭和11年)	(自作地地租免除申請書) 2点	(那加村)

総務課文書

326	(昭和11年)	自作地々租免除申請書 西市場	
327	(昭和12年)	自作地々租免除申請書 新加納 長塚 長塚新田 山後 岩地 網野 西市場区 北洞 前野 野畑 那加駅前区	
328	昭和13年度	自作地々租免除申請書綴 岩地区	
329	昭和13年度	自作地々租免除申請書綴 網野区	
330	昭和13年度	自作地々租免除申請書綴 山後区	
331	昭和13年度	自作地々租免除申請書綴 前野区	
332	昭和13年度	自作地々租免除申請書綴 長塚新田区	
333	昭和13年度	自作地々租免除申請書綴 長塚本郷区	
334	昭和13年度	自作地々租免除申請書綴 那加駅前区	
335	昭和13年度	自作地々租免除申請書綴 北洞区	
336	昭和13年度	自作地々租免除申請書綴 野畑区	
337	昭和14年度	自作地々租免除申請書綴 山後区	
338	昭和14年度	自作地々租免除申請書綴 前野区	
339	昭和14年度	自作地々租免除申請書綴 長塚新田区	
340	昭和14年度	自作地々租免除申請書綴 長塚本郷区	
341	昭和14年度	自作地々租免除申請書綴 野畑区	
342	昭和16年	小農耕地免租関係書	那加町役場
343	昭和17年	小農耕地免租関係書	那加町役場
344	(昭和17年)	小農耕地地租免除申請書 前洞	
345	(昭和17~19年)	小農耕地地租免除申請書	新加納
346	昭和18年	小農耕地免租関係書	那加町役場
347	(明治25~27年頃)	(低産年明細、免租年通知等綴)	(那加村)
348	明治29年	荒地免租年報調査定額書綴	那加村役場
349	明治30年5月	水害地租特別免租(位) 那加村山後、新加納、長塚	
350	明治30年6月6日	水害地々租特免 那加村新加納	
351	明治38年度	荒地免租開闢年報明二付取調明細表	那加村役場土地係
352	明治25年8月30日	損害地低産年報	那加村新加納地区地主惣代
353	明治25年8月30日	損害地低産年報 那加村大字岩地	地主惣代、村長
354	明治26年8月	損害地低産年報 大字前洞 2点	地主惣代、村長
355	年月未詳	損害地低産年報 大字長塚	
356	大正15年6月~至昭和2年	地租條例第十三條申請書	那加村役場
357	昭和2年度	地租條例施行規則 十九 二十條ニ依ル通報綴	那加村役場
358	昭和3年度	地租條例施行規則 十九 二十條ニ依ル通報綴	那加村役場
359	昭和8年度	地租法 第七十三條 第一項但書該当 調査票	那加村役場
360	昭和9年度	地租法 第七十三條 第一項但書該当 調査票綴	那加村役場
361	昭和10年度	地租法施行規則 第十六條 第十七條 通知綴	那加村役場
362	昭和11年	地租法施行規則 十六 十七 條綴	那加村役場
363	昭和16年起	地租法施行規則 第十六條 第十七條 綴	那加町役場
364	昭和18年度	地租法施行規則 第十六條 第十七條 通知綴	那加町役場
365	昭和36年8月24日調定	地租徴収金取調表	那加村役場第二課
366	明治36年8月24日調定	地租下戻金取調 (上と組)	那加村役場
367	明治36年8月調定	地租徴収及下戻金調査表 (長塚区)	那加村役場
368	明治30年8月調定	地租下戻及徴収金取調表	那加村役場
369	明治36年8月調定	地租下戻及徴収取調表	那加村役場
370	明治36年8月調定	地租下戻徴収金徴収取調表	那加村役場
371	明治36年9月調定	地租不合金額調査表 (出作分)	那加村役場
372	明治19年4月30日	税第三百八拾八号達調二一人持地償取調簿	

総務課文書

373	大正2年度後期分	県税地租村税地租附加税 調定元帳	稲葉郡那加村役場
374	昭和11年度ヨリ	岐阜税務署往復文書綴	那加村役場
375	昭和19年	雑煎紙 土地	那加村役場
376	明治19年	官署諸達紙	税務掛
377	大正5年1月	税務署・郡役所・区長其他文書往復綴	那加村役場
378	大正5年3月17、18日	美濃郡岐阜税務管内一市八十七ヶ町村 税務協議会議案	那加村役場
379	大正14年	納税報告書	稲葉郡那加村
380	昭和3年度	税務署往復文書綴	那加村役場
381	昭和4年度	税務署往復文書綴	那加村役場
382	昭和6年以降	納税管理人届綴	那加村役場
383	昭和7年度	税務署往復文書綴	那加村役場 土地課
384	昭和8年度	特別地稅調定原簿	那加村役場
385	昭和9年度以降	國稅調定報告書綴	那加村役場
386	昭和10年度	鹽・村稅雜糧收入台帳	那加村役場
387	昭和12年度	特別地稅附加稅調定原簿	那加村役場
388	年月未詳	(與稅附加稅地租附加稅調定原簿)(下書き)	(那加村役場)
389	昭和15年度以降	投別稅評定資産資格調査書	那加町役場
390	昭和15年度以降	投別稅評定資産資格調査書	那加町役場
391	昭和23年度	稅外收入台帳(其ノ二) 鹽地料	那加町役場
392	昭和	徵稅金納付書(未使用)	(那加町役場)

3. 村関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
393	明治42年改	稲葉郡那加村小学集計簿	那加村役場
394	昭和2年1月	穂沢野分割戸数調	那加村役場
395	昭和16年	大字別集計簿	那加町役場
396	年月未詳	(住所氏名等調査帳)	(新加納・長塚・山後)
397	年月未詳	集計簿(家屋名寄帳)	
398	年月未詳	大字西市場学限集計表(岩地・新加納・山後)	稲羽郡那加村役場
399	昭和33年8月	那加町全図 其一 2点	
400	昭和33年8月	那加町全図 其二	
401	昭和33年8月	那加町全図 其四	
402	(明治14年以降)	(協議費決算綴)	(那加)
403	明治17年10月以降	会議決議案認可綴	戸長役場
404	明治17年10月	七ヶ村入会地公稅割取帳	
405	明治17年11月13日	各務郡那加村日笠松開闢下金納取帳	西市場村外八ヶ村戸長役場
406	明治18年	土地建物公証願届綴	西市場村 戸長役場
407	明治18年以降	協議費代收原簿	西市場村外八ヶ村戸長役場
408	明治19年5月改正	村会必用御達綴	戸長役場
409	明治19年6月改正	19年度連合村費戸数等表	戸長役場
410	明治19年度	各務郡西市場外八ヶ村連合村々會議通常會議日誌	
411	明治19年度	影野新田村費支出精算報告書	
412	明治19年度	西市場村外三ヶ村 連合村費支出予算議案	
413	明治19年	人民願届綴	西市場村外八ヶ村戸長役場
414	明治19年	土地建物公証願届綴 第一 (西市場村外八ヶ村戸長役場)	
415	明治19年	土地建物公証願届綴 第二 (西市場村外八ヶ村戸長役場)	
416	自明治19年1月	諸達示綴	西市場村外八ヶ村戸長役場
417	明治20年度	岩地村費支出予算議案	
418	明治20年度	岩地村々費支出收入精算報告書	

総務課文書

419	明治20年度	會議筆記 山後村分	西市場村外八ヶ村戸長役場
420	明治20年度	新加納村 長塚村 連合村費支出收入精算報告書	
421	明治20年度	新加納村通常村會議日誌	
422	明治20年度	新加納村々費支出收入精算報告書	
423	明治20年度	村費決算額取調書	西市場村外八ヶ村戸長役場
424	明治20年度	長塚村會議日誌	
425	明治20年度	長塚村々費支出收入精算報告書	
426	明治20年度	西市場村外三ヶ村連合村費支出收入精算報告書	
427	明治20年度	西市場村外三ヶ村連合村費支出予算議案	
428	明治20年度	西市場村々費支出收入精算報告書	
429	明治20年度	前洞村々費支出收入精算報告書	
430	明治20年	諸關係書綴	西市場村
431	明治20年9月19日	20年度村会等級戸数表	
432	(明治20年~)	諸書類綴(増減表 他)	
433	明治21年1月以降	諸願届込綴	西市場村外八ヶ村戸長役場
434	明治21年度	自4月至3月 連合村費支出收入精算報告書	
435	(明治21年3月)	(明治20年度那加村費追加の件)	西市場村外八ヶ村戸長
436	明治25年起	制限外職課申請書	那加村役場
437	(明治25年)	(議案録等)	(那加村)
438	明治28年4月27日	那加村山後区會議事録	
439	明治28年4月29日	那加村長塚区會議事録	
440	明治30年5月	芥見村外九ヶ村用水組合連合村會議員選挙人名簿	那加村役場
441	明治35年12月21日	金貨貸借契約公正証書	(那加)
442	明治38年8月調	二合照会簿	那加村役場 土地主任
443	明治40年度	召集諸費概算書	那加村役場
444	明治45年	勘定簿	(那加)
445	明治45年	明治45年度予算議決書綴	那加村役場
446	大正4年	大正4年告示綴	那加村役場
447	大正5年2月以降	諸官備用統帳	那加村役場
448	大正6年以降	入会地往復文書綴	那加村役場
449	(昭和8、9年頃)	土地開闢申請	稲羽郡那加村役場
450	昭和16年	諸調査資料綴	那加町役場
451	昭和17年9月	学名改称願届書類綴	那加町役場
452	昭和17年	諸通知書控綴	那加町役場
453	昭和20年2月以降	指令書綴	那加町役場
454	昭和21年9月	問覽簿	那加町役場
455	昭和27年	那加町財産表事務報告書	那加町
456	昭和28年	那加町財産表・事務報告書	那加町
457	昭和28年以降	諸書類綴(予算書・庁外からの事務連絡等綴)	那加町役場
458	年月未詳	(雜書類)	那加町役場
459	年月未詳	経費調	

4. 土木水利関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
460	明治20年	明治20年定式 堤防修繕出来形帳 前洞村 山後村 西市場村 長塚村	
461	明治21年	明治21年定式 堤防修繕出来形帳 山後村 長塚村	
462	(明治30年頃)	契約書(那加村大字山後の土木工事の件)	
463	(明治30年頃)	(水害場防備津仕繕工事係諸書類)	那加村役場

給務課文書

464	大正5年度	笠松以東木曾川堤防水害予防組合費調定帳	那加村役場
465	大正5年度改	笠松以東木曾川堤防水害予防組合費 長塚 塚 課人別帳 (元帳)	那加村役場
466	大正8年以降	笠松以東木曾川堤防水害予防組合往復文書帳	那加村役場
467	大正9年度	笠松以東木曾川堤防水害予防組合費調定元帳 長塚	那加村役場
468	大正9年度	笠松以東木曾川堤防水害予防組合費調定元帳 新加納	那加村役場
469	大正9年度	笠松以東木曾川堤防水害予防組合費調定元帳 山後	那加村役場
470	大正11年度	笠松以東木曾川堤防水害予防組合費調定原簿 新加納 長塚 山後	那加村役場
471	昭和12年以降	笠松以東木曾川堤防水害予防組合往復文書帳	那加村役場
472	昭和16年以降	笠松以東木曾川堤防水害予防組合費調定原簿 新加納	那加町役場
473	昭和16年以降	笠松以東木曾川堤防水害予防組合費調定原簿 山後	那加町役場
474	昭和16年以降	笠松以東木曾川堤防水害予防組合費調定原簿 長塚	那加町役場
475	昭和20年度	笠松以東木曾川堤防水害予防組合費收入台帳	那加町役場
476	(昭和21年度)	笠松以東木曾川堤防水害予防組合往復文書帳	那加町役場
477	昭和36年度以降	笠松以東木曾川堤防水害予防組合費徴収原簿	那加町役場
478	明治18年以降	木曾川水利工功聯合会係諸商庫通告示様	西市場村外八ヶ村戸長役場
479	(明治22年頃から)	各務用水保係帳	那加村役場
480	明治32年1月	各務用水普通水利組合規約	那加村役場
481	明治33年	笠松以東水利工功費徴収元帳	稲葉郡那加村役場
482	大正12年度	各務用水普通水利組合費別賦課額簿 前簿	稲羽郡那加村役場
483	昭和23年度以降	各務用水普通水利組合費徴収原簿	那加町役場
484	昭和30年度	橋梁現況台帳	那加町役場
485	(昭和33年)	山後(北北)分筆分	那加町役場
486	昭和38年3月31日	山後分筆分	那加町
487	昭和38年3月31日	道路現況調査書 (道路台帳 旧那加町)	那加町
488	(昭和36、37年)	道路現況台帳 (幅1米)	那加町
489	年月未詳	交付税 道路橋梁台帳集計調査書	那加町
491	年月未詳	道路現況調査書	那加町役場

5. 勤業関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
492	明治29年度	養蚕抽立調査表	那加村役場
493	(明治36~39年)	馬匹除却帳	(那加村)
494	明治37、38、39年	馬匹出届書類	那加村役場
495	明治38、39年	馬匹所有者	那加村役場
496	(明治38、39年)	其二 牡五歳以下純馬向之部	(那加村)
497	(明治38、40年)	其一 牡五歳以上純馬向之部	(那加村)
498	(明治38~40年)	其四 牡四歳以下純馬向之部	(那加村)
499	(明治40年)	其五 牡四歳以下純馬向之部	(那加村)
500	明治37年	其七 牡四歳以下用役未定之部	(那加村)
501	明治39年度	牛馬簿書類	那加村役場
502	明治39年度	社馬四歳以上覽	(那加村)
503	明治40年度	牛牝社馬書類	那加村役場
504	昭和16年9月26日	(段別税賦課二関スル件) 綴	
505	昭和16年	耕地整理法第十六條配当金額台帳	那加町役場
506	昭和17年1月起	山林処分二関スル文書帳	那加町役場
507	昭和20年1月以降	臨時農地等管理令 第七条ノノ規定ニ依ル許可申請書	那加町役場

総務課文書

508	昭和21年1月21日	地主所有農地面積並二種作物代金納小作科種類 及小作科種別調査二関スル件	伊奈波地方事務所長
509	昭和21年2月8日	田畑収獲高等二関スル件	那加町長代理訪役
510	年月未詳 2月6日	町有山林一部ノ落葉下草採取ノ件	那加町役場
511	年月未詳	地図 (耕地整理法第11條第1項地)	新加納耕地整理組合
512	年月未詳	地図 (那加村)	
513	年月未詳	農地調整法土地異動許可書 (表紙のみ)	那加町役場

6. 社会関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
514	(明治29年度)	(風水害等調査表綴) (略図つき)	(那加村役場)
515	明治34年6月3日	命令正本 (水車営業権確認妨害排除請求事件)	岐阜地方裁判所民事部 (以下の▲は一つの袋に入った) 藤
516	明治34年6月3日	水車営業権確認妨害排除請求事件訴状	原告訴訟代理人 田代善治部 ▲
517	明治34年6月24日	為取替契約書 (水車営業上の契約)	水車営業者 赤地忠右衛門 ▲
518	明治34年4月29日	決定正本 (地上権設定)	岐阜区裁判所 ▲
519	明治34年4月30日	決定正本 (地上権設定)	岐阜区裁判所 ▲
520	明治34年4月30日	郵便送達証書 (決定正本)	岐阜区裁判所書記課 ▲
521	明治34年4月31日	郵便送達証書 (決定正本)	岐阜区裁判所書記課 ▲
522	明治34年6月5日	郵便送達証書 (訴状)	岐阜区裁判所書記課 ▲
523	明治34年9月18日	呼出状 (賭博)	岐阜地方裁判所 ▲
524	明治35年9月18日	呼出状 (賭博)	名古屋控院判事部 ▲
525	明治35年11月8日	訴状送達書并書留告及期日呼出状 (水車業妨害排除請求事件)	岐阜地方裁判所民事部 原告赤地忠右衛門 被告山後区 ▲
526	明治35年11月9日	郵便送達証書 (訴状)	岐阜区裁判所書記課 ▲
527	明治35年12月2日	期日呼出状 (水車業妨害排除請求事件)	岐阜地方裁判所民事部 原告赤地忠右衛門 被告山後区 ▲
528	明治38年12月26日	判決書 (徴兵令違反被告事件)	岐阜区裁判所 ▲
529	明治38年度分	岐阜区裁判所往復文及取調書並二雜書帳	那加村役場
530	明治40年4月29日	はがき (戸籍簿本必要二付台願)	▲
531	明治43年10月31日	告知書 (許借)	岐阜地方裁判所民事部 ▲
532	明治26年2月24日	(各務ヶ原諸兵演習地下草落葉取調ノ件)	岐阜県
533	明治28年3月11日	各務ヶ原諸兵演習地下草落葉取調ノ件 (厚員・各務ヶ原郡役所照会 各務ヶ原諸兵演習地下草落葉取調ノ件)	地主総代
534	明治28年4月5日	(各務原陸軍用地下草落葉取調ノ件)	稲葉郡役所第二課長
535	明治33年6月10日	(各務原陸軍用地下草落葉取調ノ件)	
536	明治35年9月20日	簡 (十年の期限を以て下草落葉払い下げにつき)	地主総代
537	大正4年5月2日	書類送付ノ件 (下草落葉ノ件)	大山演習場主管
538	大正4年5月4日	書類提出相成度ノ件 (下草落葉ノ件)	大山演習場主管
539	年月未詳	那加町義勇隊編成表	

7. 社寺教育関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
540	明治7年度6月	社地立木取調帳	第一大区十四小区桐野村
541	明治9年4月19日	立木取調帳	第一大区十四小区桐野村
542	明治43年11月26日	神社明細帳	那加村役場
543	大正8年度	社寺二関スル文書帳	那加村役場
544	大正11年末	皇大神宮大所懸諭布陣	那加村役場
545	明治35年5月17日	開帳日延帳	新加納少社寺住職

総務課文書

稲 羽

1. 土地関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
546	昭和22～25年	土地所有権保存登記願託書綴	稲葉郡中屋村

2. 村関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
547	明治20年 8月調	各務郡下切村全圖	各務郡前渡村外ニ切村、下切村
548	明治21年 4月調	各務郡下切村絵図	(下切村)
549	明治21年 8月	各務郡山脇村全圖	三井村外四ヶ村、山脇村
550	明治21年 8月調	各務郡山脇村絵図	(山脇村)
551	(明治21年～大正元年)	小佐野字在野山 除票分(三井村に編入分)	(稲羽地区)
552	明治22年 6月26日	大佐野妻山 字在野山 除票分(三井村に編入分)	更木村役場
553	明治44年より	例規	更木村役場
554	昭和37年 5月	金庫団地の綴	稲葉郡稲羽町

3. 土木水利関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
556	明治10年 5月調上之事	羽葉郡上中屋村堤防土取場図面	村控
556	明治39年12月	河川・堤堰成土地台帳	稲葉郡前窓村
557	年月未詳	河川敷地台帳	稲葉郡中屋村役場
558	昭和7年度以降	赤遊証書	前窓村役場
559	昭和30年11月	測量関係図(道路水路)	稲羽町役場
560	大正4～7年	大野地内 郡道敷地二関スル登記済証	更木村役場
561	大正9年 3月	村道路線調査	中屋村役場
562	(大正9年)	(道路現況台帳 稲羽地区)	
563	昭和7年	上戸地内上戸山脇線ノ支線歩抜計画	稲羽郡更木村
564	(昭和14・33・34年頃)	稲羽町資料(稲羽中学校通学道路関係書類)	
565	(昭和25～27年)	道路台帳	更木村役場
566	昭和26年 8月	道路現況台帳	稲羽郡更木村
567	昭和26年 8月	道路現況台帳	前窓村
568	昭和26年 9月	橋梁現況台帳	中屋村
569	昭和26年 9月	橋梁現況台帳	前窓村
570	昭和26年 9月	橋梁現況台帳	更木村
571	昭和30年 1月	土地道路関係分庫申告書	前窓村役場 更木村役場 土木
572	(昭和30年 8月)	道路現況台帳 (1)	稲羽町役場
573	(昭和30年 8月)	道路現況台帳 (2)	稲羽町役場
574	(昭和30年 8月)	道路現況台帳 (3)	稲羽町役場
575	昭和31年	橋梁現況台帳	稲羽町役場
576	(昭和31年)	町道路線調査(旧中屋分)	稲羽町役場
577	昭和33年	小佐野町農協車庫市道拡充書類(寄付)	稲羽町
578	(昭和35年)	交付税資料 道路橋梁現況調査	稲羽町
579	昭和37年 9月	道路橋梁現況調査	稲羽町
580	昭和37年起	路線認定及び廃止に関する調査	稲羽町
581	昭和38年 4月	見積及び契約書綴	稲羽町

4. 社会関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
582	昭和34年	駐留軍関係の綴 2点	稲羽町
583	(昭和34年)	渉外関係 2点	稲羽町役場
584	(昭和34年)	防衛庁関係 登記承諾書綴	稲羽町
585	(昭和34年)	防衛庁関係(不動産売渡、地役権設定、同承諾書、委任状)	稲羽町

総務課文書

蘇 原

1. 村関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
586	昭和33年 2月	新築家屋台帳	蘇原町役場

2. 土木水利関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
587	昭和17年	大島・三林野地内 用恵水路書類	稲羽郡蘇原村
588	昭和7、8年	野口・東島道路関係	稲羽郡蘇原村役場
589	昭和10年	町村道路線廃止等書類(蘇原村)	稲羽郡蘇原村役場
590	昭和16、17年	三林野 町村道路線認定変更調査	
591	昭和16年	宮代 農道工事関係書類	
592	昭和16年	島崎道路	
593	昭和17年	伊吹地内 町村道認定変更調査	
594	昭和17年	伊吹地内 町村道認定変更調査	
596	昭和17年	稲葉郡蘇原村古市場蘇原停車場 道路認定関係書	
596	昭和17年	関・古知野線 照道改良工事二関スル書類	
597	昭和17年	元泉道熊田・坂井地内 町村道認定調査	
598	昭和18年	登記承諾書(蘇原町)	
599	昭和18年	野口・熊田 村道路改修工事関係書入	
600	年月未詳	蘇原村大島宮代地内 町村道路変更認定	
601	年月未詳	道路図面(宮代・東島・大島)	
602	年月未詳	道路変更認定関係書(三林野)	

3. 運輸関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
603	昭和18年7月20日	踏切施設変更並歩占用願(蘇原町三林野)	名古屋鉄道株式会社 稲羽郡蘇原町

各務原市

1. 村関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
604	昭和45年測量	(地図)(各務原市) No.16	各務原市役所

2. 土木水利関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
605	昭和41年度	交通安全施設等整備事業工事写真(国庫補助事業)	
606	年月未詳	施設費及補償費調査綴 2点	各務原市

岐阜県

1. 租税関係

通番	年 月	資 料 名	備 考
607	昭和13、14年分	直接国税納税者一覽簿 第1号～第100号	(岐阜県内)

一八 各務原進駐米軍との座談会開催につき通知

謹啓 秋冷候貴台益々御清栄の段奉賀候、陳者今般各務原に進駐せる米軍に対し円滑なる接融を期する為左記の通り座談会開催度候案御多忙中御迷惑には存じ候へ共万障繰合せ御出席相成度 此段御案内申上候

謹啓 秋冷候貴台益々御清栄の段奉賀候、陳者今般各務原に進駐せる米軍に対し円滑なる接融を期する為左記の通り座談会開催度候案御多忙中御迷惑には存じ候へ共万障繰合せ御出席相成度 此段御案内申上候

一日時 十一月二日午前十一時
 一 場所 右時刻マテニ那加町西市場巡査在所前ニ御集合ノコト
 一 主催 那加町役場 岐阜合同新聞社
 岐草合同新聞社
 那加町長 坂井義平

昭和二十年十月三十一日

各務原警察署長
 那加町長

各町内会長殿

昭和二十年十一月三十日

連合軍ヨリ重大指令伝達ニ関スル件

各務原警察署長
 那加町長

明十二月一日午前九時半各務原警察署樓上ニ於テ連合軍ヨリ重大指令伝達可致候案、万障繰合せ御出席相成度依命此段及通知候也

米軍指令

一 進駐軍トノ物品交換ヲ禁ズ
 一 進駐軍トノ物品売買ヲ嚴禁ス
 一 現場発見ノ際ハ兩方共檢束ス
 一 平光バンヤ(第一檢問所)ヨリ南ヘハ農耕者以外ハ出入ヲ禁ズ、理由ニ依ツテハ射殺スルコトアルベシ
 一 注意 昭和二十年十二月一日正午ヲ期シテ実施ス
 一 各務原警察署内ニ米軍憲兵中尉以下十名駐在(午後一時ヨリ午前一時)スルカラ事件発生ノ場合ハ直ニ連絡スルコト

一日時 十一月二日午前十二時
 一 場所 右時刻マテニ那加町西市場巡査在所前ニ御集合ノコト
 一 主催 那加町役場 岐阜合同新聞社
 昭和二十年十月三十一日
 那加町長 坂井義平

一九 連合軍より重大指令伝達に関する件につき通知

各町内会長殿
 昭和二十年十月三十一日
 各務原警察署長
 那加町長

連合軍ヨリ重大指令伝達ニ関スル件
 明十二月一日午前九時半 各務原警察署樓上ニ於テ連合軍ヨリ重大指令伝達可致候案、万障繰合せ御出席相成度依命此段及通知候也

米軍指令

一 進駐軍トノ物品交換ヲ禁ズ
 一 進駐軍トノ物品売買ヲ嚴禁ス
 一 現場発見ノ際ハ兩方共檢束ス
 一 平光バンヤ(第一檢問所)ヨリ南ヘハ農耕者以外ハ出入ヲ禁ズ、理由ニ依ツテハ射殺スルコトアルベシ
 一 注意 昭和二十年十二月一日正午ヲ期シテ実施ス
 一 各務原警察署内ニ米軍憲兵中尉以下十名駐在(午後一時ヨリ午前一時)スルカラ事件発生ノ場合ハ直ニ連絡スルコト

(別紙 活字文)

外国軍隊進駐地域住民に対する回覧板

岐阜県

帝国政府と連合軍最高指揮官との取決めに依り或は近く連合国の軍隊が駐屯することになるかも知れませんが、皆様は特に左の事項に注意し、飽く迄大国民としての平静毅然たる態度を失はず連合軍の軍隊に接していただきますようお願いいたします

(イ) 外国の軍人に對しどんな事がありましても、感情に走って個人で対抗する様なことを絶対避けねばなりません

尚主要道路上に於て子供を遊ばしたり色々の物件を放置することは避けなければなりません

特に従来子供が路上での遊戯中の石投げ等を時折散見した事がありました。が、子供の石投げ等で外国軍人に多少の事故でも生じました時は、直に嚴重な処分を受けることとなり、ますから、充分注意することが必要であります

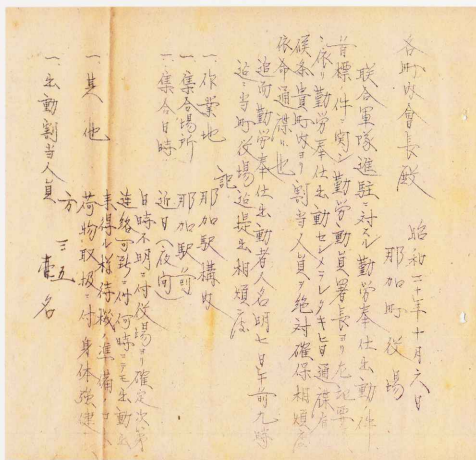
(ロ) 外国の軍人に對し個人が直接接触することは努めて避けることが必要ですが、先方から求めて来た場合は毅然たる態度を以て接する事が大切であります

(ハ) 言葉が通じないことから兎角摩擦、間違ひが起り易いから各町内会部落会では万一の場合を考へ英語の解る男子を活用することも一策であります

(ニ) 国内の治安維持は従来通り警察官憲兵が当るので、連合軍側が勝手に交通機関等を押へる様なことはありませんから決して動揺することなく、又濫りに住居を逃げ出す様なことは絶対にありません

(ホ) どんな事がありましても腕力沙汰に訴へてはなりません

一七 連合軍隊進駐に対する勤勞奉仕出動の件につき通知



各町内会長殿

昭和二十年十月六日

那加町役場

又自分勝手に個々に談判せず、問題が起きましたならば直ちに詳細に官憲に届出る事が必要であります

(ウ) 特に婦女子は日本婦人としての自覚を以て、濫りに外国軍人に際を見せぬことが必要であります

(ト) 婦女子は淫らな服装をしたり、又人前で胸をあらはしたりすることは絶対禁物であります(又支那人に対して素足を見せる事はいけない)

(チ) 外国軍人が例へば「ハロー」「ハイ」とか片言の日本語で呼びかけても婦女子は相手にならず避く事が必要であります

(リ) 特に外国軍隊駐屯地付近に住む婦女子は、夜間は勿論、昼間でも人通りの少い場所を独り歩きしてはいけません

(ヌ) 湯屋客家庭の浴室脱衣場は特に外部より見透し出来ぬ様注意して下さい

(ル) 連合国の軍隊が本県に何時(日・時)進駐して来るか、又其の場所(地域)は何処か判って居りません、判り次第詳細を御知らせします

(エ) 今後の成行に就ては常に町内会部落会を通じ、又は皆様に直接御知らせ致しますから総べて当局の指示を守って行くことが此の際に際し至す道であります

連合軍隊進駐ニ対スル勤勞奉仕出動ノ件

首標ノ件ニ関シ勤勞動員署長ヨリ左記要領ニ依リ勤勞奉仕出動セシメラレタキ旨通牒有之候矣、貴町内ヨリ割当人員ヲ絶対確保相煩度、依命通牒候也

追而勤勞奉仕出動者人名明七日前九時迄ニ町役場迄提出相煩度

記

一 作業地 那加駅構内

一 集合場所 那加駅前

一 集合日時 近日(夜間)

日時不明ニ付役場ヨリ確定次第連絡可致ニ付、何時ニテモ出動出来得ル様待機ノ準備ノコト

一 其他 荷物取扱ニ付、身体強健ナル方

一出動割当人員 三五名

又自分勝手に個々に談判せず、問題が起きましたならば直ちに詳細に官憲に届出る事が必要であります

(ウ) 特に婦女子は日本婦人としての自覚を以て、濫りに外国軍人に際を見せぬことが必要であります

(ト) 婦女子は淫らな服装をしたり、又人前で胸をあらはしたりすることは絶対禁物であります(又支那人に対して素足を見せる事はいけない)

(チ) 外国軍人が例へば「ハロー」「ハイ」とか片言の日本語で呼びかけても婦女子は相手にならず避く事が必要であります

(リ) 特に外国軍隊駐屯地付近に住む婦女子は、夜間は勿論、昼間でも人通りの少い場所を独り歩きしてはいけません

(ヌ) 湯屋客家庭の浴室脱衣場は特に外部より見透し出来ぬ様注意して下さい

(ル) 連合国の軍隊が本県に何時(日・時)進駐して来るか、又其の場所(地域)は何処か判って居りません、判り次第詳細を御知らせします

(エ) 今後の成行に就ては常に町内会部落会を通じ、又は皆様に直接御知らせ致しますから総べて当局の指示を守って行くことが此の際に際し至す道であります

連合軍隊進駐ニ対スル勤勞奉仕出動ノ件

首標ノ件ニ関シ勤勞動員署長ヨリ左記要領ニ依リ勤勞奉仕出動セシメラレタキ旨通牒有之候矣、貴町内ヨリ割当人員ヲ絶対確保相煩度、依命通牒候也

追而勤勞奉仕出動者人名明七日前九時迄ニ町役場迄提出相煩度

記

一 作業地 那加駅構内

一 集合場所 那加駅前

一 集合日時 近日(夜間)

日時不明ニ付役場ヨリ確定次第連絡可致ニ付、何時ニテモ出動出来得ル様待機ノ準備ノコト

一 其他 荷物取扱ニ付、身体強健ナル方

一出動割当人員 三五名

青年教育振興ニ関スル件

時局ノ大転換ニ連レテ部内青年層ニ失職・退休者多数ヲ生ジ、之レヲ放任シ置ク時ハ将来ニ取り返シノ付カサル悔ヲ残ス事ト存ゼテ、貴職別紙ノ如キ勸誘ヲ御部内在任青年ノ手元ヘ配布致シ置キ候間、貴職ニ於カセラレテモ、皇国将来ノ為メニ青年教育ノ重要性ヲ御認メ下サレ御部内青年ノ御父兄方ノ御認識ヲ促ガサルト共ニ生徒ノ入校出席方ヲ特ニ御督励下サレ度、時節柄御多用中御迷惑ト存ジ候ヘ共青年教育振興ノ為メニ御熱意アル御声援ヲ賜ハリ度御願ヒ申シ上ゲ候
昭和二十年九月十二日

一五 那加町戦災死者追弔法要につき通知

謹啓、時下初秋ノ候愈々御健勝奉大賀候、陳者本月十八日午後一時新加納善休寺ニ於テ今次大東亜戦ニ於ケル当町戦災死者追弔法要相當ノ申候矣、時節柄御多用中恐縮ニ候ヘ共、御練合御參詣被下度、此段御案内申上候
昭和二十年九月十三日

町会議員
町内会長 殿
各種団体長

稲葉郡那加町長 坂井義平 印

一六 外国軍隊進駐地域住民に対して回覧板送付につき通知

謹啓時下初秋候愈々御健勝奉大賀候、陳者本月十八日午後一時新加納善休寺ニ於テ今次大東亜戦ニ於ケル当町戦災死者追弔法要相當ノ申候矣、時節柄御多用中恐縮ニ候ヘ共、御練合御參詣被下度、此段御案内申上候
昭和二十年九月十三日

各町会議員
町内会長
各種団体長
殿
那加町役場
十月一日

外國軍隊進駐地域住民ニ對シテ回覧板送付ノ件
進駐軍方駐屯スル場合別紙ノ通り指示有之候ニ付御送付申上候矣、各隣保班ニ配布徹底方御取計ヒ被下度、及御依頼候也
十月一日
那加町役場

各町内会長殿

那加町役場

外國軍隊進駐地域住民に對する回覧板

岐阜縣

香川県府之聯合軍最高指揮官この取次めに依り或は近く聯合國の軍隊が駐屯することに知られませんが貴様は將て左の事項に注意し飽く迄不國民としての不禮儀然たる態度を失はず聯合軍の軍隊に接していただきたいのであります

- (一) 外國の兵人に對しては公事がありても、禮節に巧んで兵人に對する惡言惡句を吐かざるべし
- (二) 前軍服を脱ぎ去つた兵士の遺物の物件を殺するとは違はずはなれども、特に兵隊字號記号の遺物の遺棄等は極度非禮にしてはならず、兵隊の兵隊として外國軍人に多少の尊敬を生じた貴族、兵隊軍服等を殺すことはなほなほ、其身體を殺すことは極度でありませぬ
- (三) 外國の兵人に對し個人直接接觸すること等は決して對するべき事柄でもありますが、先方から來た兵隊に對しては禮儀を以て對するべきであります
- (四) 言葉交番ははたして必要に非ざらざる限り、兵隊の兵隊として對しては、聯合軍に對する敬愛の情を表現するに努むべきであります
- (五) 國內の治安維持は國家の義務に非ざらざる限り、聯合軍に對する敬愛の情を表現することになり、かへりかたに聯合軍に對しては、又其の禮儀を對しては、禮儀を以てはなほなほ、
- (六) 兵隊の兵隊に對しては、禮儀を以てはなほなほ、
- (七) 兵隊の兵隊に對しては、禮儀を以てはなほなほ、
- (八) 兵隊の兵隊に對しては、禮儀を以てはなほなほ、
- (九) 兵隊の兵隊に對しては、禮儀を以てはなほなほ、
- (十) 兵隊の兵隊に對しては、禮儀を以てはなほなほ、

げ、将来の活動に期待する所多なるもの有之候

大東亜戦争は御聖旨により終結され之に伴ひ國民義勇隊は現下の実状に鑑み解散に決定相成り付ては、当町國民義勇隊も解散致す事に決定致し候、然乍ら之に依り吾々の結集閉結願も緩むがごとく益々結束を固め総力を最大に發揮し今後の國運再建に邁進し以て聖慮に副ひ奉るべきと存じ候

茲に國民義勇隊解散に臨み、各位の熱誠と御芳苦とに對し深甚なる謝意を表すると共に微力なる吾々、對し絶大な御支援を辱うしたる段併せて御礼申上、御挨拶にかふる次第に御座候

尚解散費は極く稀少に付、貴町内会一般会計へ繰入の爲、町内会長殿に御渡可申上に付、宜敷く御承引願上候

昭和二十年九月十日

坂井義平

松岡寛一

今尾美千代

一三 青年修練会開催につき通知

支那事変勃發以來大東亜戦争ト引キ続キ満九ヶ年間、全國民ハ聖戦目的完遂ノ一筋ニ邁進シ来リタリシガ、不幸戦局利アラズ、去ル八月五日ヲ以テ民族保全、國体護持ノ御仁慈ヨリ出ヅル戦争終結ノ大詔ヲ拝ス、聖慮深遠尊嚴感激ニ堪ヘズ、然シ乍ラ之レニ依ツテ我等國民ノ奮フベキ方途ニ大變換ヲ來タシ、國民ノ大多数方前路ニ不安ヲ懷キ進ムベキ道ヲ失フモ、又多數ニ及フ

此ノ時ニ當ツテ君等青年ハ強固ナル意志ト確立セル信念ノモトニ向フベキ前途ヲ識ルコトナク、強ク正シキ國民生活ノ道ヲ歩ミツツ皇國護持ノ大任ヲ全フスルノ修練ト努力トヲ惜マザランコトヲ切望スルモノナリ

然ルニ今日迄君等ノ修練ノ機関トシテノ存在タリシ私立青年学校ノ大部分ハ解消シテ君等ガ教育ノ義務制ヲ遂行スベキ学校ヲ失フニ至ル、今日ノ如ク國家的ニモ個人的ニモ古今未曾有ノ重大ナル危局ニ際シテ君等ノ如キ□途有為ノ青年ガ一時タリトモ躊躇逡巡スル時ハ夫レ丈ケ國家ノ将来ニ影響スルガ故ニ速カニ君等ガ郷土ニ設ケラレタル青年学校ニ入校シテ修練ノ効ヲ積マルル様特ニ御勸メスル

一 第一回入校修練日 九月二十日 木曜日 午前八時ヨリ午前中

二 場所 那加町第一國民学校

三 第二回以後修練日 毎週木曜日(右同時刻)

四 入学者ノ資格 年齢ハ限定致シマセンガ、二十歳ニ滿ル方ハ是非一人モ残ラス入校アルベシ

◎ 従前ヨリ入校セル生徒モ前記ノ日並ニ登校スベシ

昭和二十年九月十日

稲葉郡那加町長 坂井義平

那加第一國民学校長 坂井弥七

一四 青年教育振興に関する件につき通知

支那事変勃發以來大東亜戦争ト引キ続キ満九ヶ年間、全國民ハ聖戦目的完遂ノ一筋ニ邁進シ来リタリシガ、不幸戦局利アラズ、去ル八月五日ヲ以テ民族保全、國体護持ノ御仁慈ヨリ出ヅル戦争終結ノ大詔ヲ拝ス、聖慮深遠尊嚴感激ニ堪ヘズ、然シ乍ラ之レニ依ツテ我等國民ノ奮フベキ方途ニ大變換ヲ來タシ、國民ノ大多数方前路ニ不安ヲ懷キ進ムベキ道ヲ失フモ、又多數ニ及フ

此ノ時ニ當ツテ君等青年ハ強固ナル意志ト確立セル信念ノモトニ向フベキ前途ヲ識ルコトナク、強ク正シキ國民生活ノ道ヲ歩ミツツ皇國護持ノ大任ヲ全フスルノ修練ト努力トヲ惜マザランコトヲ切望スルモノナリ

然ルニ今日迄君等ノ修練ノ機関トシテノ存在タリシ私立青年学校ノ大部分ハ解消シテ君等ガ教育ノ義務制ヲ遂行スベキ学校ヲ失フニ至ル、今日ノ如ク國家的ニモ個人的ニモ古今未曾有ノ重大ナル危局ニ際シテ君等ノ如キ□途有為ノ青年ガ一時タリトモ躊躇逡巡スル時ハ夫レ丈ケ國家ノ将来ニ影響スルガ故ニ速カニ君等ガ郷土ニ設ケラレタル青年学校ニ入校シテ修練ノ効ヲ積マルル様特ニ御勸メスル

一 第一回入校修練日 九月二十日 木曜日 午前八時ヨリ午前中

二 場所 那加町第一國民学校

三 第二回以後修練日 毎週木曜日(右同時刻)

四 入学者ノ資格 年齢ハ限定致シマセンガ、二十歳ニ滿ル方ハ是非一人モ残ラス入校アルベシ

◎ 従前ヨリ入校セル生徒モ前記ノ日並ニ登校スベシ

先ハ不取敢以書中御厚礼申上候

昭和二十年六月二十四日

町内会長殿

那加町長

坂井義平

敬具

八 倒壊家屋に関する件につき通知

家主殿 昭和二十年七月十九日

倒壊家屋三間スル件

一 二十三日迄二日ヲ取片付ケ得ルモノハ其旨町内会長迄通知スベシ

二 倒壊家屋ヲ倒壊ノ限売却セントスルモノハ之モ二十三日迄二町内会長ニ申出ツルコト

三 右期日迄二項ニ関シ何等申出デナキ家主ハ、警察署ノ処置ニツキ異議ナキモノト認ムルニ付右ノ承相成度

町内会長殿

那加町役場

各務原警察署

家主殿

昭和二十年七月十九日

那加町役場

各務原警察署

倒壊家屋三間スル件

- 一 二十三日迄二日ヲ取片付ケ得ルモノハ其旨町内会長迄通知スベシ
- 二 倒壊家屋ヲ倒壊ノ限売却セントスルモノハ之モ二十三日迄二町内会長ニ申出ツルコト
- 三 右期日迄二項ニ関シ何等申出デナキ家主ハ、警察署ノ処置ニツキ異議ナキモノト認ムルニ付右ノ承相成度

九 空爆後の水道使用につき通知

町内会長殿 那加町役場

去る六月二十二日の空爆にて水道部を破壊されましたが、送水が出来るようになりました。皆様には大変御迷惑を御掛け致しましたので、申訳御座いません。役場も至急修繕致す様努力致しました。御承知の通り手間不足やら資材不足の為完全とは云へませんが送水が出来る様になりましたので明後日より左記時刻に送水致しますから町内各位に御周知方御願ひ致します。

【御注意】前述の様不完全の為御使用の節は出来るだけ節約下さい。もし且用致されます御方は使用停止を願ふ事も御座います。から、依頼御承知願ひます。

町内会長殿

那加町役場

昭和二十年八月三日

町内会長殿

昭和二十年八月三日

那加町役場

一一 皇國護持の爲奮闘致し度につき通知

支那事変並大東亞戰爭勃發以來、戦力増強民防空ノ完備、食糧増産等昼夜ノ別ナク、勇戦完遂ノタメ御協力被下、誠ニ有難ク厚ク御礼申上候今度御聖旨ニ即終末ノ運ヒト相成候共、皇國護持ノタメ奮闘致度候条、格段ノ御努力アラン事ヲ切ニ御願申上候

酒券別紙ノ通り送付可致候条、御受納相成度

昭和二十年八月二十三日

那加町役場

殿

一〇 空五三三部隊空弾射撃実施につき通知

空五三三部隊より明日(二十日)より西西北方山地向ひ機関砲の实弾射撃を実施するに付き、北洞・岩村間山中に立寄らざる様通知有之候条、右一般に周知方相預度及御依頼候也

八月十日

桐野 西市場

北洞 間真 殿

空五三三部隊より明日(二十日)より西西北方山地向ひ機関砲の实弾射撃を実施するに付き、北洞・岩村間山中に立寄らざる様通知有之候条、右一般に周知方相預度及御依頼候也

八月十日

桐野 西市場

北洞 間真 殿

一三 国民義務隊解散の件につき通知 (写真略)

国民純忠の誠を結果し以て皇國護持の大任を全うする為、国民義務隊を組織し、爾來之が目的完遂の爲格別御配慮に依り着々其の成果を挙

四 国民義勇隊組織に関する件につき通知

昭和二十年五月二十一日
 国民義勇隊組織ニ関スル件
 皇國ノ興隆ヲ賭スル未嘗有ノ重大危局ニ際シ全國民ヲ挙ゲテ戦列ニ參加セシメ必勝滅敵ノ確乎不拔ナル態勢ヲ完備セントスル政府ノ方針ニ基キ標記義勇隊ヲ組織シ確保相携ヘ相互相率キテ國難ニ殉ジ、以テ皇國護持ノ大任ヲ完スルコト、相成候ニ付左記日時ニ於テ打合せ開催可致候条、万難ヲ排シ御出席相成度、此段通知候
 追テ本會議終了後引就キ六月常會開催可致候ニ付、御了知相成度
 左記
 一 日時 昭和二十年五月二十一日午前七時
 一 会場 那加町農業會々議室
 国民義勇隊組織ニ関スル件
 皇國ノ興隆ヲ賭スル未嘗有ノ重大危局ニ際シ全國民ヲ挙ゲテ戦列ニ參加セシメ必勝滅敵ノ確乎不拔ナル態勢ヲ完備セントスル政府ノ方針ニ基キ標記義勇隊ヲ組織シ確保相携ヘ相互相率キテ國難ニ殉ジ、以テ皇國護持ノ大任ヲ完スルコト、相成候ニ付左記日時ニ於テ打合せ開催可致候条、万難ヲ排シ御出席相成度、此段通知候
 追テ本會議終了後引就キ六月常會開催可致候ニ付、御了知相成度
 左記
 一 日時 昭和二十年五月二十一日午前七時
 一 会場 那加町農業會々議室

昭和二十年五月二十一日
 種業部那加町長 坂井義平

五 戦勝祈願臨時大祭奉仕の件につき通知

町會議員
 各町内會長 殿
 各種団体長 殿
 五月二十三日
 那加町役場
 戦勝祈願臨時大祭奉仕ノ件
 本月二十五日午前七時郷社手力雄神社ノ大前ニ於テ大東亞戰爭必勝祈願臨時大祭奉仕候條、御參拜相成度此段御案内申上候
 追テ町内一般ニ參列相成様周知方相煩度、御依頼候也

町會議員
 各町内會長 殿
 各種団体長 殿
 五月二十三日
 那加町役場

国民義勇隊組織ニ関スル件
 皇國ノ興隆ヲ賭スル未嘗有ノ重大危局ニ際シ全國民ヲ挙ゲテ戦列ニ參加セシメ必勝滅敵ノ確乎不拔ナル態勢ヲ完備セントスル政府ノ方針ニ基キ標記義勇隊ヲ組織シ確保相携ヘ相互相率キテ國難ニ殉ジ、以テ皇國護持ノ大任ヲ完スルコト、相成候ニ付左記日時ニ於テ打合せ開催可致候条、万難ヲ排シ御出席相成度、此段通知候
 追テ本會議終了後引就キ六月常會開催可致候ニ付、御了知相成度
 左記
 一 日時 昭和二十年五月二十一日午前七時
 一 会場 那加町農業會々議室

六 空荒地利用に関する件につき通知

谷折内會長 殿
 昭和二十年五月二十九日
 那加町役場
 空荒地利用ニ関スル件
 先般食糧増産空荒地利用ニ関シ御願申置候處、今回農務局ヨリ左記略図ノ様外法堤防禁止ノ御指示有之、内法堤防モ一蹴起トシ豆類ヲ作付シ農産物増産ヲ図ラレ度、貴町内へ周知方相煩度、此段通知候也
 (圖ヲ略ス)

各町内會長 殿
 昭和二十年五月二十九日
 那加町役場

七 罹災者救助の御礼につき通知

前略 此度、敦賀時災害御了中、處
 此中、御了申上候也、迅速御救濟、
 罹災者各位、救助ノ文章、相違ヒ候哉、
 御厚情、難有御礼申上候、幸々御救濟、
 候内、御案内申上候、
 先ハ取敢テ書中、御案内申上候、
 昭和二十年六月三日
 那加町長 坂井義平

前略、此度、敦賀時災害ニ付御多忙中ノ處、御無理ナル御願ヒ申上候
 處、迅速ニ御手配被下罹災者各位ノ救助ニ支障ナク相違ヒ候哉、誠ニ
 御厚情ノ賜ト雖有御礼申上候、幸々平常ニ復シ候間、御安心被下度

一〇 稲葉郡役所通知 (土地予約開墾払い下げ願に対する陳情書の返付につき)

〇総務課文書目録番号四三二

〔那加村役場 一月廿四日 第一三二号〕

那加村長殿

稲葉郡役所

第二課長殿

士第五九六号

明治四十五年一月廿三日

土地予約開墾払下ニ関スル情願ニ対スル

陳情書等返付ノ件

海津郡東江村大字松江中島之居住民総代神田甚之助ヨリ提出セル御部内各務ヶ原之一部予約開墾払下ニ関スル情願出、内務大臣ニ提出候處、右出願地ハ陸軍演習地トシテ必要ノモノニ有之、願意詮議相成趣ニテ此旨示達願書送付方通牒、同時ニ別紙出願地之所有者総代遠藤儀作外式名ヨリ直接内務省へ提出ニ係ル陳情書及再陳情書併テ其筋ヨリ返付紙案、此旨本人へ示達別紙還付相成度候

(別紙欠)

註 岐阜県稲葉郡役所の野紙使用

欄外天部に「土木」「永久保存」の押印あり

読み下し文

〔那加村役場 一月二十四日 第一三二号〕

那加村長殿

稲葉郡役所

第二課長殿

士第五九六号

明治四十五年一月二十三日

土地予約開墾払い下げに関する情願に対する

陳情書等返付の件

海津郡東江村大字松江中島之居住民総代神田甚之助より提出せる御部内各務ヶ原之一部予約開墾払い下げに関する情願出、内務大臣に提出候ところ、右出願地は陸軍演習地として必要のものにこれあり、願意詮議難あいなりに難き趣にて、この旨示達、願書返付方通牒、同時に別紙出願地の所有者総代遠藤儀作外二名より直接内務省へ提出に係る陳情書及び再陳情書あわせてその筋より返付紙き候案、この旨本人へ示達、別紙還付あいなりに候

(別紙欠)

註 岐阜県稲葉郡役所の野紙使用

欄外天部に「土木」「永久保存」の押印あり

史料編 昭和二十年諸通知書綴

実の何たるにかかわらず、ひとえに当局者の指命にしたがい、即刻請書提出すべしと断然吾々の情願を容るるべき状況に無し、これにより日夜これを思い、これを懐うて涕泣(ていよく・涙と血)漣々悲歎に耐え、ゆえに時の亂れ事小崎利準閣下その状情を洞察し、百難の間に立ち危を掛けて種々斡旋の結果、落葉下草等は無料に、万一用地不用等に属したる時は元地主へ還付すべきとの恩命を得たるを以てようやく愁眉(しゆうび)しわづれわしげな顔つきを開き命令に服従するに至る、爾来(じらい)星霜を経るに従い投機者流し、官民の間に出没し、吾々ごも不利を計るに聞く、果たしてしからず、這次顛沛(てんぱい)つてはんばい・わずかな時間)も憂懼(ゆうく)うれえ恐れること)に耐えざるごとなり、しかりといえども賢明なる貴論においては吾々ごも的心情を洞察したまい、元地主の不幸の淵に沈淪(しんりん)らん・深くしむこと)するがごとき処置は万々これ無きこと確信して疑はずといえども、漸次歲月を経るにしたがい何等の變動を醸生するも空るへからず、ゆえに将来に向けて吾々元地主の各義を永遠に保存を得るの恩命を待つ哀情にほかならず、仰き願わくは右情実を觀察(かんさつ)・あわれみ思いやること)され、吾々ごも情願を容れられんことを、伏して懇願(こんがん)・切に願うこと)してやまざるところなり、ここに瀋香地下草落葉等の払い下げは去る明治十二年より同二十三年まで五ヶ年期を以て払い下げを受け来るといえども、明治二十四年度に至り突然年々申請の上許可されるの命令に接す、これ吾々ごも困苦痛歎(くうく)あたらわざるのごころなり、ゆえにあえて数々請願したるも更に許可を得るに至らず、遺憾の至りにすぎず、そもそも元地主の区域たる、その広袤(こうぼう)・はと長(ち)さ)數里にわたり、稲葉羽島の二郡にまたがり吾々居村をはじめ関係村役場もまた三里余に分在す、したがって年々申請することに調印等に数十余の日子と冗

九 稲葉郡役所照会(下草払い下げ代金の納付につき)

○総務課文書目録番号四三二

〔土第一五九号〕
御部内那加村今尾善次郎外十九名より各務原諸兵演習地下草払い出願ノ件、別紙の通懸届ケラレ候条、該下草払い代金五拾貳圓貳拾參銭貳厘ハ納書ヲ添付シ、六月中ニ經理部長宛為替券ヲ以テ納付候様、御取計相成度此段及照会候也
明治三十八年五月三十一日

稲葉郡役所第二課長代理

稲葉郡書記 高橋 貫一圓

那加村長 西沢久治郎殿

註 欄外天部に「為替券添付」の墨書がある。また「田中三郎之印」という押印も見られる。袖には那加村役場の収受印「六月一日受第十八六号」がある。

〔別紙〕

〔経第二七二号〕

岐阜県稲葉郡那加村新加納元地主総代
今尾善次郎外十九名
申請の通懸届ケ
但払い下代金は六月中当部へ納付すべし
明治三十八年五月二十八日
留守第九師団經理部長 田中三郎圓

註 袖に「天野」の印がある。

費とを要し、しかのみならず申請書奉呈の期日も大いに延滞するの恐れあり、これ既往(きわ)・過去と将来とを追懐(ついかい)・追想(しん)せは転々悲憤(ひそ)う・かなしくいたまいに)に堪えざるごころなり、こい願わくは前陳の事情察したまい明治三十六年度より同ごう若干十年ごとの期限をもって下草落葉の払い下げを許可あらんことを、ひとえに懇願たまつり候、誠恐謹懐(せいしきやうせいご)を、
明治三十五年九月二十日
岐阜県稲葉郡那加村西市場元地主総代
頼木謙之助印
(外十六名の連署者)

第九師団監査部長 吉田丈治殿

前書の通り相違これ無きにつき、奥印つかまつり候也

明治三十五年九月二十六日

稲葉郡那加村
村長 西澤久治郎圓
稲葉郡蘇原村
村長 仲野亦市圓
稲葉郡前宮村
村長 村上丈雄圓
稲葉郡更木村
村長 一宮金兵衛圓

読み下し文

〔土第一五九号〕
御部内那加村今尾善次郎外十九名より各務原諸兵演習地下草払い下げ出願の件、別紙の通り馳き届けられ候条、該下草払い下げ代金五十一圓二十三銭二厘は納書を添付し、六月中に經理部長宛為替券を以て納付候様、御取計ありたく、この段照会におよび候也
明治三十八年五月三十一日

稲葉郡役所第二課長代理

稲葉郡書記 高橋 貫一圓

那加村長 西沢久治郎殿

註 欄外天部に「為替券添付」の墨書がある。また「田中三郎之印」という押印も見られる。袖には那加村役場の収受印「六月一日受第十八六号」がある。

〔別紙〕

〔経第二七二号〕

岐阜県稲葉郡那加村新加納元地主総代
今尾善次郎外十九名
申請の通り馳き届ケ
但払い下代金は六月中当部へ納付すべし
明治三十八年五月二十八日
留守第九師団經理部長 田中三郎圓

註 袖に「天野」の印がある。

内訳

原野 段別參百四拾町式段九畝歩

山 段別參拾八町七畝式拾參歩

元官林 分別九段四畝式拾八歩
右各務ヶ原陸軍演習地タルヤ我々祖先以來山林原野ヲ以テ立チ、數万人ノ生靈ハ殆ソト原野ノ生産ニ生活シ、山林原野ハ、吾々生存ノ源泉、村治消長ノ根本トス、故ニ祖先ヨリ一步タモ他売却等ヲ為サル誓約ヲ維持シ來レリ、然ルニ明治拾式年陸軍用地トシテ其筋ヨリ段畑ニテ買上ノ敵命ナレバ、吾人ハ泣訴ノ道絶エ、請願スル処ナク、慨歎痛苦涙ヲ吞テ指命ニ從フ、爰ニ拾年更ニ又明治拾式年數百町歩買上ケノ命下タルモ、陸軍用地ハ政府ノ命ニシテ人民ノ敢テ異議スベカラサルモノナレバ、条理ノ如何事実ノ何タルニ拘ハラズ偏ニ当局者ノ指命ニ從ヒ、即刻請書提出スベシト断然吾々ノ情願ヲ容ルルベキ状更ニ無シ、依之日夜之レヲ思ヒ、之レヲ懐フテ涕泣連々悲歎ニ耐ヘズ、故ニ時ノ限短事小崎利權閣下其狀情ヲ洞察シ百難ノ間ニ立チ冠ヲ掛ケテ種々斡旋ノ結果、落葉下草等ハ無料ニ万ニ用地不用等ニ属シタル時ハ元地主へ還付スベキトノ恩命ヲ得タルヲ以テ漸ク慰藉ヲ開キ命合ニ服從スルニ至ル、爾來星霜ヲ経ルニ從ヒ投機者流、官民之間ニ出沒シ、吾々共ノ不利ヲ計ルト聞ク、果シテ然ラズ、造次頼浦モ憂懼ニ耐ヘザル処ナリ、然リト雖モ賢明ナル貴閣ニ於テハ吾々共ノ心情ヲ洞察シ給ヒ元地主ノ不幸ノ淵ニ沈淪スルガ如キ処置ハ万々之レ無キコト確信シテ疑ハズ、故ニ將來ニ向テ吾々元地主ノ名義ヲ永遠ニ保存ヲ得ルノ恩命ヲ待ツノ哀情ニ外ナラズ、仰キ願クハ右情実ヲ察サレ、吾々共ノ情願

ヲ容レラシムコトヲ、伏テ懇願シテ止マザル所ナリ、殊ニ演習地下草落葉等ノ私下ハ去ル明治拾式年ヨリ同式拾三年マデ五ヶ年期ヲ以テ私下ケテ容レタルト雖モ、明治拾式年度ニ至リ突然々々申請ノ上許可サル、ノ命令ニ接ス、是レ吾々共ノ困苦痛歎措ク能ハザルノ所ナリ、故ニ敢テ數々請願シタルモ更ニ許可ヲ得ルニ至ラズ、遺憾ノ至リナラズヤ、抑モ元地主ノ区域タル其広袤數里ニ亘リ、福葉羽島式郡跨リ吾々居村ヲ始メ関係村役場モ又三里余ニ分在ス、隨テ年毎申請スル毎ニ調印等ニ數十余ノ日子ト元費トヲ要シ、加之ナラズ申請書奉呈ノ期日モ大ニ延滞スルノ恐アリ、是レ既往ト將來トヲ追懐セバ、転々悲憤ニ堪ヘサル所ナリ、希クハ前陳ノ事情察シ給ヒ明治拾六年度ヨリ向フ若干拾年毎ノ期限ヲ以テ下草落葉ノ私下ケテ許可アラシムコトヲ偏ニ懇願候、誠懇謹啟

- 同 岐卓県福葉郡那加村西市場元地主總代 頼木謙之助
同 同 郡 村前洞元地主總代 北川九三郎
同 同 郡 村新加納元地主總代 今尾善治郎
同 同 郡 村長塚元地主總代 淺野多六
同 同 郡 村山後元地主總代 遠藤太平園
同 同 郡 村福野元地主總代 村瀬常治郎
同 同 郡 村岩田元地主總代 福葉郡更木村 村長 二宮金兵衛

前書之通り相違無之ニ付、奥印仕候也

明治三十五年九月廿六日

- 福葉郡那加村 村長 西澤久治郎
福葉郡蘇原村 村長 仲野亦市園
福葉郡前宮村 村長 村上文雄園
福葉郡更木村 村長 二宮金兵衛

読み下し文

御願

一總段別三百七十九町三段一畝二十一歩

内訳

原野 段別三百四十町二段九畝歩

山 段別三十八町七畝二十三歩

元官林 分別九段四畝式二十八歩
右各務ヶ原陸軍演習地たるや我々祖先以來山林原野をもつて立ち、數万人の生靈はほとんど原野の生産に生活し、山林原野は、吾々生存の源泉、村治消長の根本トす、ゆえに祖先より一步タモ他売却等を為さざる誓約を維持し來れり、しかるに明治十二年陸軍用地として其筋より段畑にて買上げの敵命に接し、ほとんど寢食を忘れて、これを憂い哀願したるも、尊嚴なる官命なれば、吾人は泣訴の道絶え、請願するところなく、慨歎痛苦涙を吞んで指命にしたがひ、ここに十余年さらまた明治三十二年數百町歩買上げたの命下るや恐懼一心ならず、たに少かさるる心血と経費とをつくり上げ願したるも、陸軍用地は政府の命令にして人民のあえて異議すべからざるものなれば、条理の如何事

第九師團監警部長 吉田丈治殿

(姓名の記入なし)

同 県同 郡川島村小網島元地主總代

同 県同 郡羽島郡中屋村成清元地主總代

同 県同 郡同 村前渡元地主總代

同 県同 郡同 長瀬武夫園

同 県同 郡同 森 妻次郎園

同 県同 郡川島村小網島元地主總代

同 県同 郡同 村前渡元地主總代

同 県同 郡同 長瀬武夫園

吉田猶三郎 同 泉同 郡同 村長塚元地主總代
 浅野多六郎 同 泉同 郡同 村山後元地主總代
 〔昨年ハ浅野元十郎ノ她交代仕候〕
 遠藤太平 同 泉同 郡同 村桐野元地主總代
 坂井金兵衛 同 泉同 郡同 村岩地元地主總代
 平光市右衛門 同 泉同 郡同 村前洞元地主總代
 横山榮治郎 同 泉同 郡同 村前洞元地主總代
 横山虎之助 同 泉同 郡同 村前洞元地主總代
 〔昨年ハ牧田國太郎ノ她交代仕候〕
 同 泉同 郡三柿野村元地主總代
 赤座唯右衛門 同 泉同 郡和合村元地主總代
 河合半平郎 同 泉同 郡同 村元地主總代
 小林治左衛門 同 泉同 郡鶴沼村元地主總代
 竹山佐市郎 同 泉同 郡三井村元地主總代
 〔昨年ハ五島兵藏ノ她交代仕候〕
 二宮茂左衛門 同 泉同 郡三井村元地主總代

同 泉同 郡若宮村下切元地主總代
 仙石藤七郎 同 泉同 郡同 村山藤元地主總代
 小島佑右立門 同 泉同 郡前渡村元地主總代
 〔昨年ハ佐々木常助ノ她交代仕候〕
 長瀬武夫 同 泉同 郡同 村山藤元地主總代
 〔昨年ハ丹羽久夫ノ她交代仕候〕
 同 泉同 郡川島村元地主總代
 荻谷常右衛門 同 泉同 郡同 村山藤元地主總代
 第二師団監督部長 甲斐敬直殿
 岐阜県各務郡那加村 村長 赤座秀郷 同
 岐阜県各務郡伊飛島村外五ヶ村 組合長 安積清右門 同
 岐阜県各務郡鶴沼村長代理 助役 山田由太郎 同
 岐阜県各務郡前渡村外一ヶ村組合 助役 足立清五郎 同
 岐阜県各務郡小佐野村外三ヶ村 組合助役 岩井善十郎 同

願之通
 明治三十年四月三十日

注 欄外の袖に検閲印及び岐阜県の収受番号「三月三十一日受 戊第一九五八号」あり。また係員「杉山」と「天野宗太郎」の印あり。

読み下し文

各務ヶ原諸兵衛留地下草落葉御払い下げ願ひ
 一 総反別三百七十八町一反一畝三步
 この下草落葉御払い下げ代金七十円六十九銭二厘
 内 訳
 原野反別三百二十九町一反八畝十二歩
 この金六十七円八十三銭七厘 但一反歩につき金一銭
 山反別三十八町七畝十二歩
 この金 四十六銭五厘 但一反歩につき金七厘
 字総廻りの二小野
 元官林反別九反四畝二十八歩
 この金十九銭 但一反歩につき金一銭
 右は先年陸軍省御用地として御買上あいなり候しかるに從來関係村は該原野等に生い立ちます下草をもって耕地培養上欠くべからざる肥料の原料として、年々ようやく收穫を期し候につき、右の情状歎願つかまつり候ところ、特別の御詮議をもって将来前額代金をもって御払い下げの義御許あいなり、有り難く御請つかまつり候次第にござ候間、何卒二十年度も前年度の通り継続の義御許なしたされたく、この段旧地主總代運籌をもつて願ひたてまつり候也
 岐阜県各務郡那加村西市場元地主總代 坂井清兵衛
 明治三十年三月二十七日

(外十八名の運籌を省略)

第二師団監督部長 甲斐敬直殿
 前書の通り出願につき、奥印つかまつり候也
 岐阜県各務郡那加村 村長 赤座秀郷 同
 岐阜県各務郡伊飛島村外五ヶ村 組合長 安積清右門 同
 岐阜県各務郡鶴沼村長代理 助役 山田由太郎 同
 岐阜県各務郡前渡村外一ヶ村組合 助役 足立清五郎 同
 岐阜県各務郡小佐野村外三ヶ村 組合助役 岩井善十郎 同
 願ひの通り
 明治三十年四月三十日

八 願 (十年の期限を以て下草落葉払い下げにつき)
 御 願
 一 総段別參百七拾九町參段壹畝式拾壹歩
 〇 総務課文書目録番号五三六
 注 欄外の袖に検閲印及び岐阜県の収受番号「三月三十一日受 戊第一九五八号」あり。また係員「杉山」と「天野宗太郎」の印あり。

仙石藤七郎
同 県同 郡同 村山脇元地主総代

小島佐右衛門
同 県同 郡前渡村元地主総代

長瀬武雄
同 県同 郡前渡村元地主総代

森 妻次郎
同 県同 郡川島村元地主総代

荻谷常右衛門
同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

読み下し文

甲第ハ三号

那加村外ハケ村より出願にかかる各務ヶ原諸兵演習地下草落葉払い下げの件、別紙の通り指令あり候に付、送付に及び候条、本人へ下付の上、左の書式により受書差し出させ、至急回付これありたく、この段照会に及び候也

二十八年四月五日

那加村役場御中

追って本文払い下げ代納期は二十八四月・十月の両度に半期ずつ前納につき、この段申し添え候也

(書式を添す)

厚見・各務・方県郡役所

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

七 各務ヶ原諸兵演習地下草落葉払い下げ願 (二)

○総務課文書目録番号四三二

各務ヶ原諸兵演習地下草落葉御払下願
一 総反別参百七拾八町貳反壹畝参歩
此下草落葉御払下代金七拾四六拾九銭貳厘

内 訳
原野反別参百参拾九町壹反八畝拾貳歩
此金六拾七円八拾参銭七厘 但志反歩ニ付金貳銭

山反別参拾八町七畝貳拾参歩
此金貳円四拾六銭五厘 但志反歩ニ付金七厘

字総廻りノ二小野
元官林反別九反四畝貳拾八歩
此金拾九銭 但志反歩ニ付金貳銭

右ハ先年陸軍省御用地トシテ御買上相成候、然ルニ從來関係村ハ該原野等ニ生立ル下草ヲ以テ耕地培養上欠クベカラザル肥料ノ原料トシテ、年々漸ク収穫ヲ期シ候ニ付、右ノ情状歎願仕候條、特別ノ御詮議ヲ以テ将来前額代金ヲ以テ御払下ノ義御許可相成候、雖有御請仕候次第ニ御座候間、何卒三十年度も前年度ノ通り継続ノ義御允許被成下度、此段旧地主総代連署ヲ以テ奉願候也

同 県同 郡同 村新加納元地主総代

同 県同 郡同 村新加納元地主総代

同 県同 郡同 村新加納元地主総代

同 県同 郡同 村新加納元地主総代

同 県同 郡同 村新加納元地主総代

同 県同 郡同 村新加納元地主総代

第三師団監督部長 井出正章殿
前書之通願出ニ付、致奥印候也

岐卓県各務郡那加村
村長 徳山秀富

各務郡小佐野村外三ヶ村組合
助役 二宮茂左衛門

岐卓県各務郡鶴沼村
助役 杉浦正五郎

岐卓県各務郡前渡村外一ヶ村
組合長 永井正夫

岐卓県各務郡伊飛島村外五ヶ村組合
助役 小林源三郎

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

第三師団監督部長 井出正章殿
前書之通り願出につき、奥印致し候也

岐卓県各務郡那加村
村長 徳山秀富

各務郡小佐野村外三ヶ村組合
助役 二宮茂左衛門

岐卓県各務郡鶴沼村
助役 杉浦正五郎

岐卓県各務郡前渡村外一ヶ村
組合長 永井正夫

岐卓県各務郡伊飛島村外五ヶ村組合
助役 小林源三郎

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

同 県同 郡川島村元地主総代

〔別紙添付〕
〔明治二十八年陸軍省所轄各務ヶ原諸兵演習
地下草落葉払い下げ願の通り〕
明治二十八年三月二十八日

内訳

原野反別三百三十九町一反八畝十二步

この金六十七円八十三錢七厘

但一反歩につき金一錢

山反別三十八町七畝二十三步

この金一円六十六錢五厘

字総廻 小野

但一反歩につき金七厘

元官林反別九反四畝二十八步

但一反歩につき金一錢

この金十九錢

右は去る明治十二年及び同二十二年中陸軍省御用地として御買上あいなるところ、しかるに関係村々耕地は極めて瘠薄にして漸く肥料の力により作物の収穫を期し、なかならず該肥料へ専ら下草御用地となりたることに生ずるものに頼り培養を施したるも、とみに肥しの原料に欠き生活の途を失い、実に難渋の状況を數願つてまつり、過る十二年農初御買上あいなりに候旧地主二千余名の若へ御下渡あいなりに、御買加と称し、年々御用あいつとめまかりあり候ところ、またせろ一昨二十二年中御用地御買上あいなりに候につき、前列により新旧共御払下の義情願候ところ、御旨御許可あいなりに、有り難く御請つてまつり候次第にて、何卒本年度も前年度の通り引続き前額金額にて御払下なすにされたべく、この段願いたてまつり候也

各務部那加村新加納元地主惣代
今尾元右衛門
同 郡同 村西市場村元地主惣代
坂井儀三郎
（下地）

第二師團監督部長 井出正章殿

此段御請仕候也

年月日

總代 姓名 印

第三師團監督部長 井出正章殿

（別紙添付）

各務ヶ原諸兵演習地下草落葉御払下願

一總反別參百七拾八町貳反壹畝參步

此下草落葉御払下代金七拾四六拾九錢貳厘

内訳

原野反別參百參拾九町壹反八畝拾貳步

此金六拾七町八拾參錢七厘

山反別參拾八町七畝貳拾參步

此金貳四六拾六錢五厘

字総廻リノ二小野

元官林反別九反四畝貳拾八步

此金拾九錢

但壹反歩ニ付金貳錢
右ハ先年陸軍省御用地トシテ御買上相成候、然ルニ從來關係村ハ該原野等ニ生立スル下草ヲ以テ耕地培養上欠クベカラザル肥料ノ原料トシテ年々漸ク收穫期シ候ニ付、右ノ情狀歎願仕候也、特別ノ御詮議ヲ以テ將來前額代金ヲ以テ御払下ノ義御許可相成、難有御請仕候次第御座候間、何卒廿八年度モ前年度ノ通り継続ノ義御允被成下度、此段旧地主總代連署ヲ以テ奉願候也

岐阜県各務部那加村西市場元地主總代
坂井 常雄印
同 郡同 村前洞元地主總代

前書のとおり願ひ出につき、奥印いたすもの也

村長 横山栄之丞
同 岩田松太郎
同 村上文雄
同 横山忠三郎

六 厚見・各務・方臈郡役所照会「各務ヶ原諸兵演習地下草落葉御払下代金何程 但一反歩ニ付何程」

○総務課文書目録番号五三三・五三四

甲第六六三号
那加村外八ヶ村ヨリ出願ニ係リ各務ヶ原諸兵演習地下草落葉御払下ノ件、別紙ノ通指令相成候付及送付候案、本人へ下付之上、左ノ書式ニヨリ受書為差出、至急回付有之度、此段及照会候也
廿八年四月五日
厚見・各務・方臈郡役所印
那加村役場御中
追而本文払下代納期ハ廿八年四月十月ノ兩度ニ半期ツ、前納ニ付、此段申添候也
（書式）

各務ヶ原諸兵演習地下草落葉御払下御請書
願主 一同
一總反別 但一反歩ニ付何程
此下草落葉御払下代金何程
右ノ代備ヲ以テ明治廿八年四月ヨリ廿九年三月迄御払下御許可相成候、付テハ右代備上納ノ義ハ本年四月及十月兩度ニ半期ツ、前納可仕候、

坂井 久藏印
同 郡同 村新加納元地主總代
今尾房治郎印
同 郡同 村長塚元地主總代
浅野元十郎印
同 郡同 村山後元地主總代
遠藤 太平印
同 郡同 村桐野元地主總代
坪内勘右衛門印
同 郡同 村岩地元地主總代
平光市右衛門印
同 郡同 村前洞元地主總代
横山栄治郎印
同 郡同 村前洞元地主總代
牧田國太郎印
同 郡同 郡三祐野村元地主總代
赤塚唯右衛門印
同 郡同 郡和合村元地主總代
河合半重郎印
同 郡同 郡同 村元地主總代
小林治左衛門印
同 郡同 郡鶴沼村元地主總代
五島兵藏印
同 郡同 郡三井村元地主總代
二宮茂左衛門印
同 郡同 郡若宮村下切元地主總代

旧地主総代連署ヲ以テ此段奉願候也

各務郡那加村新加納之地主総代

明治貳拾四年四月 日

今尾元右衛門

同 郡同 村西市場之地主総代

坂井儀三郎

同 郡同 村前洞之地主総代

北川九三郎

読み下し文

御願

各務ヶ原諸兵演習地

一反別三百七十八町一反一畝三步

この下草落葉御払い下げ代金七十円六十九銭一厘

石は去る明治十一年及び同二十一年度中陸軍演習用地として御買上あ
いなり候、しかるに関係村々ノ耕地は極めて瘠薄にして漸く肥料ノ力
により作物ノ収穫を期し、なかならず該肥料は専ら下草(御用地とな
りたる処に生い立ちするもの)に頼り培養を施したるも、とみに肥し
の原料を欠き生活ノ途を失い実に難洪ノ情状を歎願つかまつり、過る
十二年(最初御買上あいなりの候節)旧地主二十余名の者へ下け渡しあ
いなり、御買加入夫と称し年々御用あい勤めまかりあり候ところ、ま
たも御払い下げノ義情願候ところ、その旨御許可あいなりに難く
御請つかまつり候次第にて、何卒本年度も前年度通り引続き前額金
額にて御払い下げノ義御允許なしたされたく、旧地主総代連署を以て
この段願いたてまつり候也

明治十四年四月 日

各務郡那加村新加納之地主総代
今尾元右衛門

り候也

明治十四年三月二十四日

各務郡那加村外賣請場総代

岐阜県知事 小崎利準殿

村長 横山栄之丞

(別紙請書を欠)

註 岐阜県美濃國各務郡那加村役場の赤書紙使用

五 各務ヶ原諸兵演習地下草落葉払い下げ願 (一)

○総務課文書目録番号四三二一

各務ヶ原諸兵演習地下草落葉御払下御願

一総反別三百七十八町一反一畝三步

此下草落葉払下代金七拾円六拾九銭五厘

内訳 原野反別三百三拾九町一反八畝拾貳歩

此金六拾七圓八拾三銭七厘 但志反歩ニ付金貳銭

山反別三拾八町七畝廿三歩

此金貳円六拾六銭五厘 但志反歩ニ付金七厘

字総廻 小野

元官林反別九反四畝廿八歩

此金拾九銭 但志反歩ニ付金貳銭

右ハ去ル明治十年年及同廿五年中陸軍省御用地トシテ御買上相成候、
然ルニ関係村々耕地ハ極メテ瘠薄ニシテ漸ク肥料ノ力ニ憑リ作物ノ收
穫ヲ期シ、就中該肥料へ専ラ下草御用地ナリタル處ニ生立アルモノ 頼り培

同 郡同 村西市場之地主総代

坂井儀三郎

同 郡同 村前洞之地主総代

北川九三郎

四 下草刈り取り落葉拾い取りの儀継続願

○総務課文書目録番号四三二一

下草刈取落葉拾取の儀継続願

昨明治廿三年度下草刈取并落葉拾取ノ義御閉届相成、元地主一同難
有奉感願候、尚又本年度則廿四年度ニ於テモ同様該事業仕度候間、右
御払下ノ義御閉届被成下候様致度、別紙請書相添へ此段奉願候也

明治二十四年三月廿四日

村長 横山栄之丞

岐阜県知事 小崎利準殿

(別紙請書を欠)

註 岐阜県美濃國各務郡那加村役場の赤書紙使用

読み下し文

下草刈り取り落葉拾い取りの儀継続願

昨明治二十三年度下草刈り取り並に落葉拾い取りの義御閉届あいな
り、元地主一同有り難く感佩たてまつり候、なおまた本年度則ち二十
四年度に於いても同様該事業つかまつりたく候間、右御払下の義御閉
届なしたされ候様いたしたく、この段願いたてまつり候也

養ヲ施シタルモ頓ニ肥シノ原料ニ欠キ生活ノ途ヲ失ヒ、実ニ難洪ノ
状情ヲ歎願仕、過ル拾式年最初御買上相成候節旧地主志千余名ノ者へ御
下渡相成、御買加入夫と称シ、年々御用相勤能ハ候処、又候一昨廿二年中
御用地御買上相成候ニ付、前例ニ依リ新旧共御払下ノ義情願候処、御
旨御許可相成、難有御請仕候次第ニテ、何卒本年度も前年度ノ通り引
続キ前額金額ニテ御払下被成下度、此段奉願候也

廿四年四月廿一日

各務郡那加村新加納之地主総代

同 郡同

今尾元右衛門

同 郡同

村西市場村元地主惣代

同 郡同

坂井儀三郎

同 郡同

村長 横山栄之丞

同 郡同

岩田松太郎

同 郡同

村上文雄

同 郡同

横山忠三郎

同 郡同

梅田吉平

同 郡同

横山栄之丞

同 郡同

村上文雄

同 郡同

横山忠三郎

同 郡同

村上文雄

同 郡同

横山忠三郎

読み下し文

各務ヶ原諸兵演習地下草落葉御払下御願

一総反別三百七十八町一反一畝三步

この下草落葉払下代金七十円六十九銭一厘

成、且年内ニ御用人夫ノ残余アルトキハ、志入金拾貳錢（時ノ相場）ノ割ヲ以テ御取立相成、年々金拾五円ヨリ金貳拾四内外ノ金員ヲ上納致來リ、甚々困難之次第モ有之、實ニ迷惑在候間、右残余人夫金納之儀ハ、何卒御取消被成下度候。

一 今般御買上代備之儀ハ、時備トハ稍々相違有之ト雖モ、陸軍省御用且御掛官ノ懇篤御説諭之次第ニヨリ不得止ニ御請仕候訳ニテ、實ニ村民ニ於テハ悲難罷在候得共、前述之次第ニ付何レモ畏奉仕候、就テハ該原野ニ係ル掃除人足（地形ノ变革、樹木伐採及工事等御使用ノ人足ヲ除ク外）ハ何程ヨリテ御用立可申上候間、右ニテ入会地及外各村々へ下草御下渡被成下度候。

一 今般御用地御買上之上、万々一陸軍省之御都合ニヨリ御不用等節ハ元御買上ノ地券面代備ヲ以テ従前之各村へ御払下被成下度候。

各務郡西市場村地主總代

坂井利三郎

同 郡前洞村地主總代

北川栄三郎

同 郡長塚村地主總代

浅野六右衛門

同 郡新加納村地主總代

小島恒右衛門

同 郡桐野村地主總代

村瀬重助

同 郡山後村地主總代

遠藤太平

同 郡岩地村地主總代

平光市右衛門

用人夫ノ残余あるときは志入金十二錢（時ノ相場）ノ割を以て御取立あいなり、年々金拾五円より金二十円内外の金額を上納いたし來たり、はなはだ困難の次第もこれあり、實に迷惑甚かりあり候間、右残余人夫金納の儀は、何卒御取消なし下されたく候。

一 今般御買上代備の儀は、時備とは稍々相違これありといえども、陸軍省御用且御掛官の懇篤御説諭の次第により、やむを得ずすに御請仕候訳にて、實に村民に於いては非難まかりあり候えども、前述の次第につき何れも畏まり承けつつかまつり候、就ては該原野に係る掃除人足ノ地形の变革、樹木伐採及び工事等御使用の人足を除くの外、は何程よとも御用立申し上ぐべく候間、右にて入会地及び各村々へ下草御下渡しなし下されたく候。

一 今般御用地御買上の上、万々一陸軍省の御都合により御不用等節は元御買上の地券面代備を以て従前の各村へ御払い下げなされたく候。

各務郡西市場村地主總代

坂井利三郎

同 郡前洞村地主總代

北川栄三郎

同 郡長塚村地主總代

浅野六右衛門

同 郡新加納村地主總代

小島恒右衛門

同 郡桐野村地主總代

村瀬重助

同 郡山後村地主總代

遠藤太平

読み下し文

下草御下渡の義につき懇願上申書

各務郡西市場村外ヶヶ村入会地

同 郡西市場村外ヶヶ村入会地

同 郡前洞村

同 郡三井村

同 郡三井村

同 郡三井村

同 郡三井村

同 郡三井村

同 郡三井村

同 郡三井村

同 郡三井村

右は各務ヶ原大砲射の場近傍、今般陸軍省御用地御買上の儀、かつて御違あいなり、種々御説諭の趣により私ども御請書奉呈つかまつりおき候につき、いよいよ御用地御買上あいな候はば、該地に生立つ下草は入会地及びほか村々へ御下り渡しくたされたし、右各村々のうち古田はその下草を以て肥料に補ひ來たり候間、何卒特別の御憐察を以て左の件々御聽許なし下されたし、各村々地主總代連署を以てこの段ひたすら懇願たてまつりたく上申候也。

一 明治十二年陸軍省御用地御買上の節も、下草の儀は古田肥料として御下り渡し願い上げたてまつり候ところ、御許可あいなり、その御買加入足、則ち掃除）と唱へ百五十人御用立し來たり候、しかるにその後石人足追々とその筋より御増加にあいなり、且つ年内に御使

三 御願（下草落葉の払い下げにつき）

○総務課文書目録番号四三二

御願

各務ヶ原諸兵御留地

一 反別參百七拾八町式反屯敵參歩

此下草落葉御払下代金七拾四六拾九錢式厘

右へ去ル明治拾貳年及同式拾貳年度陸軍省御用地トシテ御買上相成候、然ルニ関係村々ノ耕地ハ極メテ瘠薄ニシテ漸ク肥料ノ力ニ憑り作物ノ收穫ヲ期シ、就中該肥料ハ専ラ下草（御用地トナリタル處ニ生立スルモノ）ニ頼リ培養ヲ施シタルモ、頗ル肥シノ原料ヲ欠キ生活ノ途ヲ失ヒ実ニ難澁ノ状情ヲ歎願仕、過ル拾貳年（最初御買上相成候節）旧地主志千余名之者へ下渡相成、御買加入夫ト称シ年々御用相勤メ罷在候處、又候一昨式拾貳年中増用地御買上相成候ニ付、前例ニ依リ新

旧其御払下ノ義情願候處、其旨御許可相成難有御請仕候次第ニテ何卒本年度モ前年度之通り引続キ前額金額ニテ御払下之義御允許被成下度、

読み下し文 (符裏の訂正部分については、直して掲載した)

大砲射の場に關し下草等御下渡の義につき款額

- 各務郡西市場村外六ヶヶ村入会地
- 同 西市場村外二ヶヶ村入会地
- 同 前洞村
- 同 鵜沼村
- 同 前渡村
- 同 三柿野村
- 同 三井村
- 同 下切村
- 同 小佐野村
- 同 山脇村
- 同 羽栗郡松本村
- 同 大佐野村

右は、各務ヶ原従来大砲射の場の近傍民有地、今般陸軍省へ御用地として御買上あいなるべき趣にかねて御達にあいな、右につき恐れを顧みず款額いたし候儀もれあり候ところ、種々御説諭の次第もこれあり、則ち御請申し上げ候、就いてはいよいよ御用地確定、きつて御買上あいなるべき場合においては右の項目特別の御儀察、れんさつ・あわれみ察すること、を垂れ御裁可あいな候様願いたまつり候、一石村々の義は、元来山林原野等に生い立ち候下草をもつて耕地を培養し、専ら農業を励みあり候、しかるに今回該山林等御用地として御買上あいなるべきに於いては下草を以て耕地培養すあたわず、これに代わるに良地なし、今これに離るときは、せつかくの肥田もたちまち瘦田に變じ遺憾に存したてまつり候、

就いては従来大砲射の場は勿論、今回御用地に係る下草は、すべて

今般御買上あいなるべき地所は勿論、旧来の御用地等万々一御不用あいな候場合に於いては、当時御買上の地券面代償を以て元所有主へ御払い下げあいな候様いたししたく、右の件々ひたすら款額たてまつり候間、何卒御裁可あいな候様いたしたく、ここに關係地主惣代並びに所轄戸長連署を以て款額たてまつり候也

明治二十一年

- 西市場村 坂井利三郎
- 前洞村 北川栄三郎
- 長塚村 浅野六右衛門
- 新加納村 小島恒右衛門
- 桐野村 村瀬重助
- 山後村 遠藤太平
- 岩地村 平光市右衛門
- 三柿野村 赤座唯右衛門
- 鵜沼村 松浦正五郎
- 三井村 二宮茂右衛門
- 下切村 日比野濱太郎
- 小佐野村 柴山重太郎
- 山脇村 小島佐右衛門
- 羽栗郡松本村 荻谷幸助
- 大佐野村 奥村藤九郎
- 各務郡西市場村外八ヶヶ村 戸長 三木貞正
- 羽栗郡下中屋村外五ヶヶ村 戸長 小島源
- 各務郡前渡村外二ヶヶ村

關係各村無代御下渡取り取り候様いたしたく

一 現今大砲演習場の義は、去る明治十二年陸軍省御買上あいな候間、御買入夫と唱へ百五十人差し出し掃除いたすべき旨御達により、則ち各村申し合せ、右人夫御用立掃除いたし来たたり、その後五十人を増加いたすべき旨御達あいな、これやむを得ざるに出候間、御請申し上げ候、しかるに去る十八年頃またまた三百人に更正あいな、もし御請いたさざるに於いては、公先に付し申すべき旨御達により、これまたよんどころなく御請申し上げ候、しかしながら實際掃除すべき人夫は、漸く百五十人内外にしてされ、しかしながら人夫は時の相場を以て一人若干ずつの金員を上納いたすべき旨御達令に任せ、実に困難ながらも年金凡そ二十円内外の金額を上納いたし来たたり、しかのみならず官舎の障子張替、湯殿掃除等臨時用はすべし掃除人の義務たるべき旨申し聞かせられ時々御使用あいな候間、自來右様の儀これなき様いたし、もつとも人夫三百人は實際出し得べからざる次第につき、この際人夫及び現金上納の儀は更に御取消の上旧来の御用地は勿論、今回の御用地も六百人以上の少人夫を以て掃除いたすべき様いたしたく、但し臨時御使用あいな候節は相當の費銭御払い下されたし

一 今般御買上の御用地内立木そのまゝ御据え置さあいな候箇所の落ち葉は下掃除として元所有者へ無代御下渡下されたし、但多人數關係候義につき、もし下枝等伐採せし時は、本文の全部御取消あいな候とも、いささか故障申し上げす候

二 下草御下渡の義につき懇願上申書

○総務課文書目録番号四三二

下草御下渡の義につき懇願上申書

- 各務郡西市場村外六ヶヶ村入会地 戸長 永井弘衛
- 同 郡鵜沼村 戸長 文行
- 同 郡西市場村外二ヶヶ村入会地 同 郡三井村外四ヶヶ村 木方齋治郎
- 同 郡前洞村
- 同 郡三柿野村
- 同 郡鵜沼村
- 同 郡前渡村
- 同 郡三井村

右ハ各務ヶ原大砲射の場近傍、今般陸軍省御用地御買上之儀、嘗て御達相成、種々御説諭之趣ニヨリ私共御請書奉呈仕置候。付、愈御用地御買上相成候へ、該地ニ生立下草ハ入会地及外村々へ御下渡被下度、右各村々之内古田ハ該下草ヲ以テ肥料ニ補ヒ来り候間、何卒特別之御儀察ヲ以テ左ノ件々御聽許被成下度、各村々地主總代連署ヲ以テ此段只管奉懇願度上申候也

一 明治十二年陸軍省御用地御買上之節モ、下草之儀ハ古田肥料トシテ御下渡奉願上候儀、御許可相成、其御察加入足(則ち掃除)ト唱へ百五十人御用立來候、然ルニ其後右人足追々ト其筋ヨリ御増加ニ相

一 大砲射の場に関し下草等御下渡の義につき敷願

○総務課文書目録番号四三二

大砲射の場ニ関シ下草等御下渡之義ニ付敷願
各務部西市場村外八ヶヶ村入会地
同 西市場村外二ヶヶ村入会地
同 前洞村
同 鶴沼村
同 前渡村
同 三浦野村
同 三井村
同 下切村
同 小佐野村
同 山脇村
同 羽栗郡松本村
同 大佐野村

右ハ各務ヶ原従来大砲射の場ノ近傍民有地、今般隊軍省へ御用地トシテ御買上可相成趣、兼テ御達ニ相成、右ニ付恐テ願ス敷願致候儀モ有之候趣、種々御説諭之次第モ有之、則テ御請申上候、就テハ愈々御用地確定、屹度御買上可相成場合ニ於テ、右ノ項目特別ノ御憐察ヲ垂レ御裁可相成候様御願、御照会御取計被下度奉願候
〔其筋ヘヨリ被下度迄ヲ割レ〕
一 石村々之義ハ、元来山林原野等ニ生立候下草ヲ以テ耕地ヲ培養シ、専ラ農業ヲ励ム居候、然レ今同該山林等御用地トシテ御買上可相成ニ於テハ下草ヲ以テ耕地培養スル不能、之レニ代ルニ良地ナシ

〔此全文ハ取消ヘシ〕
〔付箋〕
今般御買上代備之儀ハ、時備ト多分ノ差違ヲ生ズルモ素ヨリ陸軍省御用地御御指圖御説示ノ次第有之、無地御請仕候取テモ村民ト同悲歌ナカシ畏承仕候、就而該御用地ト係ル御指圖大足小何程タリトモ御用立可申書テ候得共ハ、是連モ數百人ノ御買加入定ハ、生立査問ト對シテ困難ニ候間、何卒六百人以内ノ少人夫ヲ以、御用地内系當掃除可致様御取計被下度
但臨時御使用相成候節ハ、相當ノ重錢御払被下候様致度
一 掃除人足御入用之節ハ、監守人ヨリ總代（御指圖申立、年番ニ總代相勤居候）へ直ニ御達相成、為テレカ種々煩シキ義出來候間、自來御使用之節ハ、関係所轄戸長役場へ御通報相成候様致度
一 今般御買上ノ御用地内立木其俣御据置相成候ヶ所ノ落葉、ハ、下掃除トシテ元所有者へ無代御下渡被下度
〔左ノ但書ヲ加フ〕
但多人數関係候義ニ付、若シ下枝等伐採セシ時ハ本文ノ全部御取消相成候トモ、聊故際不申上候
一 今般御買上可相成地所ハ勿論、旧来ノ御用地等万々一所用序ニ於テ御不用相成場合ニ於テハ、當時御買上ノ地券面代備ヲ以テ元所有者主へ御払下相成候様致度
〔所用序ニ於テ〕ノ六字削レ
〔致度〕
右之件々只管奉敷願候間、何卒御裁可相成候様御取計被下度、茲ニ関係地主惣代并ニ所轄戸長連署ヲ以テ奉敷願候也
〔御取計被下度〕ヲ削リ致度トスヘシ
〔付箋〕

今之レニ離ル、トキハ折角ノ肥田モ乍瘦田ニ変シ終ニ圍蓋上ニ圍蓋ニ奉存候

〔附終〕圍蓋上ニ関シノ文字ヲ削レ

就而自従来大砲射の場ハ勿論、今回御用地ニ係ル下草ハ渾テ關係各々村へ無代御下渡取候様致度
一 現今大砲演習場之義ハ、去ル明治十二年陸軍省御買上相成候節、御買入夫ト唱へ百五十拾人差出掃除可致旨御達ニヨリ、則チ各村申合、右人夫御用立掃除致來リ、其後五拾人ヲ増加可致旨御達相成、之レ不得止ニ出候間、御請申上候、然レ去ル十八年頃又々三百人ニ更正相成、若シ御請致サ、ルニ於テハ、公充ニ付シテ可申旨御達ニヨリ是又無地御請申上候、乍併實際掃除スヘキ人夫ハ漸ク百五十拾人内外ニシテ足レリ、其残余人夫ハ時ノ相場ヲ以テ一人若干宛ノ金員ヲ上納可致旨御命令ニ任セ、莫ニ困難ナカラモ年凡尺拾円内外ノ金額ヲ上納致來、加之ナラス官舎ニ大砲演習場ヲ敷設仕置
〔附注〕以下被削リキ不申
ノ障子張替ヲテ小用紙携帯之上修繕為取計、又甚々敷ト至テハ湯

〔ア〕ラハ用紙携帯之上修繕為取計又甚々敷ニ至リテハノ字ヲ削レ
〔レ〕時ヲ御使用相成候間
〔ラ〕レ時ヲ御使用相成候間
〔付箋〕
一 相成度ヲ削リ左ノ通追加スヘシ
ノ上旧来ノ御用地ハ勿論、今回ノ御用地トモ六百人以内ノ少人夫ヲ以掃除可致様致度、但臨時御使用相成候節ハ相當ノ重錢御払被下度成度
〔付箋〕

明治廿二年

〔付箋〕
西市場村 坂井利三郎
前洞村 北川栄三郎
長塚村 浅野六右衛門
新加納村 小島恒右衛門
桐野村 小瀬重助
山後村 遠藤太平
山後村 遠藤太平
岩地村 平光市右衛門
三浦野村 赤座唯右衛門
鶴沼村 松浦正五郎
三井村 二宮茂右衛門
下切村 日比野濱太郎
小佐野村 柴山重太郎
山脇村 小島佐右衛門
羽栗郡松本村 荻谷幸助
大佐野村 奥村藤九郎
各務部西市場村外八ヶヶ村 戸長 三木貞止
羽栗郡下中屋村外五ヶヶ村 戸長 小島源
各務部前渡村外二ヶヶ村 戸長 永井弘衛
同 郡鶴沼村 戸長 文行
同 郡三井村外四ヶヶ村 同 郡三井村外四ヶヶ村 木方齋治郎

史料編
大砲演習場関係史料

編集後記

本年度は、「文書史料目録九」として総務課文書目録を収録しました。これは各務原市が市制を施行したとき、那加・稲羽・蘇原・鶴沼の旧4町から引き継いだ行政文書です。地区によって史料点数に多寡はありますが、明治期以降の歴史を調べていく上で根本史料となるものです。

これまでに当館が発行した文書史料目録は、次のとおりです。

文書史料目録一（資料調査報告書第1号 昭和57年3月発行）

文書史料目録二（資料調査報告書第2号 昭和58年3月発行）

文書史料目録三（資料調査報告書第3号 昭和59年3月発行）

文書史料目録四（資料調査報告書第4号 昭和60年3月発行）

文書史料目録五（資料調査報告書第12号 蘇原伊吹町広報会史料 平成2年3月発行）

文書史料目録六（資料調査報告書第22号 北洞自治会史料・三井自治会史料など 平成10年3月発行）

文書史料目録七（資料調査報告書第27号 堀部克郎家文書・宇野尹久子家文書など 平成15年3月発行）

文書史料目録八（資料調査報告書第28号 宇野尹久子家文書 平成16年4月発行）

初期の目録は、各務原市史の編集を行ったときに市内所在史料を調査し、確認したものになっています。その後当館へ貴重な史料を預けていただく団体や個人が続き、担当職員が一点一点史料を読んで分類・整理作業を進めてきたわけです。現在約3万点の史料を保管し、閲覧を希望される方に、いつでも対応できるようにしています。

今回第29号を編集するにあたって、当館では次の3点を基本方針としました。

1. 総務課文書は、明治時代以降の旧町村役場文書から成り、近代の地方史を研究する上で重要な史料群となる。目録の刊行によって、教育・学術の発展に寄与できるようにする。
2. 平成の市町村合併が進むなか、歴史的価値がある行政文書の保存について関心が寄せられている。何をどのように残すと良いか、一石を投じる調査報告書にする。
3. 「各務野ならではの」地域色が分かる史料については、写真と解説文を掲載して、誰もが郷土の歴史に関心がもてるようにする。

多くの方にご覧になっていただけたら幸いです。今後も識者のご意見・ご感想をうかがいながら、史料の保存と活用に努め、地域に根ざした文化の創造に寄与したいと存じます。

平成18年3月

各務原市歴史民俗資料館

館長 大森利博

各務原市資料調査報告書 第29号
「各務原市文書史料目録九」

近代史料が語る各務野の歴史

—大砲演習場と各務原—

平成18年3月発行

編集 各務原市歴史民俗資料館
〒504-0911 岐阜県各務原市那加門前町3丁目1番地3
TEL (058)389-5752

発行 各務原市
〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
TEL (058)383-1114

印刷 山興印刷株式会社



Kakamigahara